

第三編

中世の国分

第一章 鎌倉時代

第一節 鎌倉時代のようにす

文治元年（一一八五）、平氏滅亡後、源頼朝は諸国に守護、荘園や公領に地頭を任命する権限を得、建久三年（一一九二）、征夷大將軍に任ぜられ、ここに武家政権としての鎌倉幕府が成立した。その後元弘三年（一一三三）、同幕府が滅亡するまでの約一五〇年間を鎌倉時代という。

鎌倉幕府政治の根幹をなしたものは、將軍と御家人と（補説1）の主従関係である。御家人は各地の守護や地頭などに任ぜられ、自分の所領の支配を保障され（本領安堵あんどという）、また新たに所領を与えられる（新恩給与という）などの御恩を受け、それに報いるため従者としての奉公に励んだのである。このような主従関係の社会のしくみを封建制度といった。

しかし各国では新たに任命された守護・地頭と在地豪族との間に、荘園・公領の土地支配権をめぐる紛争が絶えず、特に三州（薩摩・大隅・日向）の地は守護島津氏と在地豪族間の係争が頻発していた。

源氏がわずか三代で滅んだのち、北条義時（源頼朝の妻政子の弟）が政所・侍所の長官を兼任して執権職に就き、幕政を取りしきった。一方、朝廷の權威復活を企てて後鳥羽上皇側が起こした承久の乱（承久三年一一二二）は幕府側の勝利に終わり、北条氏による執権政治の支配が全国に及ぶようになった。

執権北条時宗のとき、元（蒙古）の皇帝フビライハンは日本に対してたびたび朝貢を迫ってきた。この要求をしりぞけたため、元軍は大挙して二度にわたり九州北部の博多湾に押し寄せてきた。文永の役（文永十一年一一七四）と弘安の役（弘安四年一一八二）である。幕府は西国の御家人に命じてこれを迎え討ち、二度とも

たまたま起こった大風雨によつて破ることができた。

九州にいた多くの御家人らは、元寇^{げんこう}の再来襲に備えてそののち長く続いた異国警固番役^{いこくけいごばんやく}や石築地役^{いしづきじやく}の経済的負担に苦しみ、さらに打ち続く紛争や、分割相統の繰り返しによつて所領が細分化されたため、生活はしだいに窮乏化していった。しかも幕府は御家人に十分な恩賞を与えることができず、またその与え方にも不公平があり、御家人の幕府に対する信頼感は失われ、幕府の權威は衰退の一途をたどつていった。

こうして元弘三年（一二三三）、後醍醐天皇^{ごたかみ}の討幕の令に協力した足利尊氏^{あしかがたかうじ}・新田義貞らによつて北条氏は滅ぼされ、鎌倉時代は終わったのである。

（補説1）鎌倉時代において将軍と主従関係を結んだ武士階級。武士の社会では従者を一般に家人というが、幕府の家人は将軍への敬意から御家人と自称した。

（補説2）主として東国出身の有力御家人が任命され、おおむね各国に一人ずつおかれ、治安の維持や警察権の行使などを職務とした。

（補説3）御家人の中から任命され、全国の荘園や公領の年貢の徴収や土地の管理などを任務とした。

第二節 島津氏の入国

惟宗忠久 平氏一族が壇の浦で滅亡したのち、薩摩・島津^{しまづ}荘へ 大隅地方の平氏縁故の地は没官領となり、源頼朝御家人の千葉介常胤^{つねたね}・鯨島宗家^{さめじま}・惟宗忠久^{これむね}（島津忠久）・渋谷氏・二階堂氏・中原親能^{ちゅうげん}（寂忍）などに与えられた。

島津氏と薩隅日三州の関係は、元暦二年（一一八五）、島津氏の祖惟宗忠久が、領家からとあわせて源頼朝により島津荘（現在の都城市付近）の下司職に補せられたことに始まる。

このことは次の忠久あての頼朝の下文（二通）^{（補説6）}によつて知ることができる。

（源頼朝下文）^{（頼朝）}
（花押）

下す 島津御庄官

早く領家大夫三位家の下文の状に任せ、右兵衛少尉惟宗忠久を以て、下司職と為し、庄務を致さしむべき事、

右、件の庄下司職は、領家下文に任せ、忠久を以て彼の

職と為し、庄務を致さしむべきの状、件の如し、庄官宜しく承知し、違失するなかれ、以て下す、

元暦二年八月十七日

(補説4) 官に没収された所領のこと。中世において盛んに行われ、御家人への恩賞として利用された。

(補説5) 荘園の現地で実際の庄務を担当した荘官。

(補説6) 中世のころ用いられた上意を下達する文書。

次いで文治元年(一一八五)にも同様の趣旨の下文を出している。

(島津荘領家大夫三位家下文)⁽²⁾

下す 島津御庄官等

早く鎌倉御下文の状に任せ、左兵衛尉惟宗忠久を以て、

下司職と為し、其の沙汰を致すべき事、

右、件の人、鎌倉御下知の旨に任せ、宜しく下司職と為し、

庄務の沙汰を致さしむべきの状、仰する所、件の如し、故に下す、

文治元年十一月十八日

在御判 領家大夫三位家下文

しかし島津荘には古くからの豪族が勢力を堅持してお

り、忠久の下司職としての地位は不安定であった。そのため頼朝は文治二年(一一八六)、地頭職忠久の命に従うよう次の下文を出している(この場合、下司職も地頭職も権限の実態は同じとみなしてよいと考える)。それによると、当時在地豪族・国人などが忠久の命に背いて年貢の徴収を妨げたり、勝手な振る舞いが多く、地頭職の地位は不安定であったことがわかる。

(源頼朝下文)⁽³⁾

(頼朝)

下す 島津御庄

早く^(かたがた)旁の^(ちようじ)濫行を停止し、地頭惟宗忠久の下知に従ひ、庄

民を安堵し、御年貢已下の沙汰を致さしむべき事、

右、諸国諸庄地頭成敗の条は、鎌倉の進止なり、仍て件の職は、先日彼の忠久を以て補任せしめ^(おとじん)畢んぬ、而るに今殿

下相替らしめ給ふにより、領家の定めなしと雖も、忠久の

地頭の職は全く相違あるべからず、たしかに土民を安堵

し、懈怠なく御年貢の沙汰を致さしむべきなり、兼ねて

又、武士並びに国人等として、恣に自由の濫行を致し、或

ひは御年貢貢物を打ち妨げ、或ひは忠久の下知に背き、事

ごとに対^(たい)捍^(かん)せしむるの由、其の聞えあり、所行の旨、尤も

以て不当なり、自今以後、彼等の濫行を停止し、住人を安

堵せしめ、忠久の沙汰に違背すべからざるの状、件の如し、
以て下す、

文治二年四月三日

さらに翌年、源頼朝は惣追捕使天野遠景の使者が下知
と称して庄家を冤凌えんりょう（力づくで侵す）するのをやめさ
せ、庄目代島津忠久を押領使として庄務に当たらせるよ
うに命令を下している。

〔源頼朝下文〕
〔花押〕

下す 島津庄

早く藤内遠景の使の入部を停止し、庄目代忠久を以て押
領使と為し、沙汰を致すべき事、

右、惣追捕使遠景の下知と号し、使者を放入し、庄家を冤
凌するの由、其の聞えあり、事実ならば甚だ以て無道な
り、自今以後、遠景の使の入部を停止し、彼の忠久を以て
押領使と為し、其の沙汰を致さしむべきの状、件の如し、
以て下す、

文治三年九月九日

〔補説7〕 逆らうこと。

〔補説8〕 押領使と同じく十々十二世紀に、国単位に「凶
党」追捕を目的として補任された役。

〔補説9〕 部内の悪人や狼藉の者を逮捕鎮圧する役。

このように当時の薩・隅・日三州の情勢は極めて不安
定で、農民などの逃散ちさんもみられるなかで、島津忠久は建
久八年（一一九七）、大隅・薩摩の家人奉行人、すなわ
ち実質上守護としての下文を頼朝から受けている。

それによると、第一に内裏大番役に勤仕することへの
催促、第二に人身売買の停止、第三に殺害狼藉ろうぞくの停止な
ど、当時の世相をうかがい知ることができる。

〔前右大將家源頼朝政所下文〕
〔5〕

前右大將家政所下す 左兵衛尉惟宗忠久

早く大隅・薩摩両国家人奉行人として、沙汰を致すべき
条々の事、

一 内裏大番を催勤せしむべき事、

右、彼の国の家人等を催し、勤仕せしむべし、

一人を売買するを停止せしむべき事、

右、件の条、禁遏きんおつすべきの由、宣下せんげん稠疊ちゆうとう、而るに辺境

の輩、違犯いはんの由、其の聞えあり、早く停止すべし、若し違
背の輩あらば、重科に処すべし、

一 殺害已下の狼藉を停止せしむべき事、

右、殺害狼藉の禁制殊に甚し、宜しく国中を守護し、停
止せしむべし、

以前条々、仰する所件の如し、抑忠久事を左右に寄せ、咎なきの輩を冤凌すべからず、而して又家人等優恕に誇るの余り、奉行人の不知に対捍すべからず、惣じて不慮の事出^{（しゅつ）}来の時は、各勤節を致すべし、以て下す、

建久八年十二月三日 案主 清原

令大藏丞藤原（花押）

知家事中原

别当因幡守中原朝臣

散位藤原朝臣（花押）

（補説10） 古代・中世の用語で、禁止、制止のこと。

大隅国の このように薩隅日三か国では島津忠久が**守護・地頭** 建久八年に御家人の総奉行人となり、守護職・惣地頭職の地位を有していた。ところが建仁三年（一二〇三）、鎌倉における比企能員の事件^{（補説11）}に縁座して、薩隅日三か国の守護職・惣地頭職の地位を解任されてしまった（のちに許されて薩摩国の守護職のみは安堵されている）。

なお台明寺文書（国分市台明寺に伝わっていた古文書）によれば、島津忠久は比企能員の事件に関して、無実の罪をばらしてもらえるよう台明寺に願文をささげている。そして大願成就の折には台明寺の衆集院本堂一軒

（三間四方のもの）を造立することを約している。

（島津忠久願文）^{（6）}

立て奉る大願の事、

衆集院本堂老宇三間四面を造立すべき事、

右、件の本堂老宇、造立し奉るべきの由、大願の志は、左衛門尉惟宗忠久上洛の間、無事安穩泰平の為に、立て奉る所なり、仍て今度下向の時、早く造進せしむべきの状、件の如し、

建仁三年十月十九日

左衛門尉惟宗（島津忠久）（花押）

（補説11） 源頼朝没後比企氏の権勢は北条氏を凌ぐようになつてしたが、建仁三年九月、比企能員が北条時政に誘い出されて殺され、比企一族と源頼家の子一幡が滅ぼされた事件。比企氏と縁戚関係にあった島津忠久は、大隅・薩摩・日向三国の守護職を没収された。

島津忠久の 島津忠久の薩摩への下向については諸薩摩への下向 説がある。

① 「島津正統系図忠久譜」「島津国史」によると、本田氏の祖本田親恒は先発隊として薩摩に入り、出水郷山門院付近を鎮^{（しん）}庄し、その後忠久は文治二年（一一八六）八月二日、山門院の木牟礼城^{（きのむれ）}に下着したとある。忠久の

生年が伝えられているとおり治承三年（一一七九）とすると、このとき忠久は弱冠七歳ということになる。

② 「山田聖栄自記」によると、忠久は建久四年（一一九三）八月二日に鎌倉を出て、建久七年八月一日に薩摩へ下向したとある。忠久十七歳。

③ 「本田氏系図」は建久六年八月一日に下向したとしている。忠久十六歳。

④ 「国分郷士鎌田氏系図」によると、文治二年八月一日に下着とあり、鎌田政佐・政重兄弟は共に供奉の列にいたとある。

〔鎌田氏系図より〕

頼朝公治平の時に当り、薩隅日の三州を以て奥三箇国と号し、島津莊御莊を左兵衛尉惟宗忠久

主（頼朝公長男と雖も他腹に生じたるを以て家督せず）に

云々、茲に因り忠久主文治二年丙午六月一日関東を発駕し、同八月一日薩摩国山門院に下著す、政佐供奉の列に在るなり、然る後、水田百三十五町を賜ひ以て領地とする所なり、文暦二年甲午八月卒、享年七十三、法号智仏、

⑤ 鎌倉時代初期の守護・地頭は、中央にあつて任地へは下向せず、家臣を代理として派遣して任地の経営に

当たらせるのが通例であつた。島津忠久は三州以外にも信濃・越前・伊賀・近江・讃岐などの守護・地頭職に任ぜられており、かつ幕府の諸役も務めていたので、薩摩へは下向できなかったという説。忠久・忠時・久経の三代はおおむね鎌倉にいたといわれている。

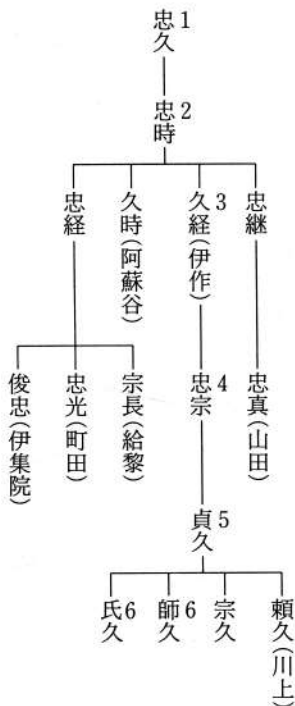


図1-1 島津氏略系図

第三節 島津莊

薩摩・大隅の莊園 奈良時代中期から室町時代にかけて、貴族や大寺院などが所有した広大な私有地を莊園（莊園）と呼んだ。

古代、農民は荒地や無主の地を開墾して、私有の墾田を殖やしていった。在地豪族や土地の有力者は、長い年

月の間には、これらの墾田を譲与・買得・寄進あるいは力づくで我が物としていった。こうして在地豪族らは土地・人民を私有し、さらに田積を殖やすために農民に労役奉仕させて勢力の拡大に努めた。このような土地を自墾地系荘（庄）園と呼んでいる。

平安中期以降になると、在地領主らは自己の荘園を大貴族や大寺院などの権門に寄進してその領家又は本家となり、自分は弁済使（下司・収納使・郡司・院司ともいう）となって身の安泰を図った。このような荘園を寄進地系荘園と呼んでいる。

都を遠く離れた薩隅日の地は未開の原野が多く、これが在地豪族や有力者の私墾地（荘園）が殖えていった最大の原因であった。そしてこれらの私墾地を収奪しようとする国司の横暴に対抗するため、国司の上に立つ中央貴族や大寺院に寄進して、その保護の恩恵に浴しようとした。こうして薩隅日の地に貴族や寺院の大荘園が出現することになったのである。

一方、中央では大化二年（六四六）、班田収授の法が施行された。これは豪族などによる土地・農民の勝手な私有を防ぎ、土地・農民を国の支配下に置くことによつ

て、租・調・庸の徴税の確保を図ったものである。

しかし、その実施ははかばかしくない状態で、ことに僻遠の地である三州の地に私墾地が多く存在していたことは、むしろ当然といえようである。しかも大隅の地では養老四年（七二〇）に隼人族の反乱などがあり、班田法の実施はほとんど不可能であったと思われる。このことについて天平二年（七三〇）三月の大宰府の申状には次のように記されている。

大隅、薩摩両国の百姓、国を建ててより以来、曾て田を班たず。その有る田はことごとく是れ墾田なり。相承けて佃ることを為して、改め動かすことを願はず。若し班授に従はば、恐らくは喧しく訴ふること多けむ。

この班田収授制は延暦のころ（七八二〜八〇六）になつて、ようやく薩摩・大隅の国府付近（現在の川内市・国分市）の一部の地に行われている。しかし大部分の土地は墾田（私有地）として郡司や豪族などが支配していたのである。

島津荘

島津荘は、後一条天皇の万寿年間（一〇二四〜一二七）に大宰大監平季基が弟の平判官良宗と共に日向国諸県郡島津の地（現在の宮崎県都城市

付近) に来て、無主の荒野を開いて墾田とし、時の宇治関白藤原頼通に寄進したことに始まる。

「神社神祇旧記」に「右万寿三年丙寅正月廿日、平朝臣平大監季基卿当地を領す」とあり、さらに正応元年(一二八八)六月の島津庄々官等申状に「島津本庄は、万寿年中、無主荒野の地を以て開墾せしめ、庄号宇治関白家に寄進せしめて以降……」とある。

平季基は島津荘を寄進することによって、頼通の庇護を受けようとしたものと考えられる。季基はその後三俣院を領し箸野に引きこもったといわれている。摂関家藤原氏はその強大な勢力を背景に、在地豪族などから荘園の寄進を次々に受け、薩隅日における荘園を殖やしていったのである。

建久図田帳(第四節参照)によれば、摂関家藤原氏(近衛家)が支配する島津荘は、薩隅日三州に八〇〇〇町を超える大荘園となっている。当時三州の総田数は約一万五〇〇〇町であるから、半分以上は島津荘であった。当初頼通の勢力がいかに強大であったかは、後三条天皇(一〇六八〜七二)が大英断をもって全国の荘園の整理を行ったとき、「前大相国の領は除く」との宣下が



写真 1-1 島津家発祥の地の記念碑(都城市)

つかさどらせたのである。

建久年間(一一九〇〜九九)のころの大隅国の総田数三〇〇〇町歩余のうち、島津荘は約一五〇〇町歩、正宮領(正八幡宮領)の荘園は約一三〇〇町歩であり、公田はわずかに一〇〇町歩余であった(第四節参照)。

鎌倉時代に入って惟宗(島津)忠久が島津荘の下司職に補せられ、鎌倉幕府の勢力を背景にしだいに現地支配

あつたことからもうかがい知ることができる。こうして島津荘は、「古来未曾有の広大な荘園」といわれるようになったのである。もちろん藤原氏は中央にあつて収益を得るのみであり、現地では富山氏らを荘司に任じ、荘務を

の力を強めてくると、旧来からの在地豪族（荘官・在庁官人）との間であつれきを生じてくることになるのである。

第四節 大隅国建久図田帳

太田文 奈良・平安時代において、田地・畠地の所（図田帳）在などを記載した台帳を図帳といった。

鎌倉幕府は天下を統治する必要から、これらの土地台帳をもとに、一国ごとに荘園や公領のすべてについて、面積・所有者・管理者・課税対象などを調査整理したものをつくらせた。これを田文、又は太田文おたふみといった。なお国衙こくがの土地台帳を田図ともいい、それに記載された田地を図田といったが、その田数を記載した帳簿を図田帳ともいった。

現存する太田文には、大隅・薩摩・日向三国の図田帳、能登国田数帳・淡路国太田文・若狭国田数帳・常陸国太田文・豊後国図田帳などがある。なかでも建久八年（一一九七）の大隅・薩摩・日向の図田帳は特に貴重な史料価値があるとされている。

この図田帳の記載順序は、はじめに全田数・地頭名・正宮領・国領・島津荘領を挙げ、次に郡・院・郷の地頭別田数、その各々についての名別田数、荘公寺社領、寄郡（補説12）、地頭名、下司、名主などが記されている。

（補説12） 南九州の島津荘・国富荘などにみられる所領の形態。半不輪の地で、国衙と領家（荘園領主）に両属し、年貢や公事の一方が免除される。

大隅国の 大隅国の図田帳は原本（古写本）が伝わ建久図田帳 らず、いくつかの写本が現存している。

五味克夫（現鹿児島女子大学教授）は、写本の一つである『桑幡本』（大隅正八幡宮＝鹿児島神宮の社家桑幡家に伝えられている写本）を底本として他の写本とも比較検討し、相違箇所については最も妥当と思われるものを選び、本来あるべき形への復元を試みた。次に示すのは五味克夫著『大隅国建久図田帳小考——諸本の校合と田数の計算について——』によるものである。

〔大隅国建久図田帳〕

大隅国

注進 国中惣田数寺社庄公領并本家領所地頭并済使等交

名事

合田参仟拾漆町伍段大

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

田千二百九十六町三段小

不輸五百丁五段小

応輪七百九十五町八段

国領

公田百丁半
(六脱カ)

不輸百三十三丁三段小

府社五箇所十六丁 大府御沙汰

嶋津御庄領 殿下後領 地頭衛門兵衛尉

新立庄七百十五丁
(五十カ)

寄郡七百十五丁八段三丈

近郷

曾野郡二百廿九丁四段大

正宮領五十六丁一段 本家八幡 地頭掃部頭

御供田十四丁七段

寺田十五丁七段

国方所当弁田

万徳五丁二段丁別十疋

恒見廿丁五段丁別十九疋三丈

国方

公田八十一丁

重枝廿丁

重富三十三丁

件兩名依令私奉寄於正宮、耕作御佃三丁也

用松十五丁

弟子丸五丁

重武三丁

元行五丁

寺田九丁六段半弘性灯油新

経講浮免田五十三丁六段大

府社五丁七段 大府御沙汰

嶋津御庄永利廿三丁三段三丈 殿下御領

地頭衛門兵衛尉

小河院三百四十八丁三段大

正宮領二百七十四丁八段 本家八幡 地頭掃部頭

御供田十五丁六段六十步

寺田三十二丁六段

小神田五丁三段六十步

国方所当弁田

万徳百六十丁三段丁別十疋

恒見三丁九段大丁別十九疋三丈

公田五十七丁

功德丸十二丁

聖朝府国祈禱新、於正宮御宝前講衆各募

用富四十五丁

郡司酒井宗房所知

国領

公田八丁五段半

廻村弟子丸五丁三段大

田所建部宗房所知

武元二丁

執行建部清俊所知

元行一丁二段三百步

權大掾建部近信所知

寺田一丁九段仏性灯油新

經講浮免田廿八丁四段大

聖朝府国御祈禱板、於正宮御宝前講衆各請募之

府社八丁四段 大府御沙汰

嶋津御庄永利廿五丁七段三丈 殿下御領

桑東郷百八十九丁四段大

正宮領 百四十三丁九段大

本家八幡 地頭掃部頭

御供田廿七丁七段

寺田五十一丁八段六十步

小神田三丁五段

国方所当弁田

恒見四丁九段半丁別十九足三丈

万德十二丁丁別廿足

宮永廿三丁

正宮修理祈、此内不蒙免、押募名々被成歟

公田廿一丁丁別廿足

万善十二丁

松永七丁

税所藤原篤用所知

千手丸二丁

国領

公田十五丁五段丁別廿足

武安六丁

主丸五丁

元行二丁五段

秋松二丁

寺田二丁八段仏性灯油新

經講浮免田廿六丁四段

府社八段 大府御沙汰

桑西郷百五十六丁二段六十步

正宮敷地

正宮領百四十三丁六段大

本家八幡 地頭掃部頭

御供田五十八丁五段半

御服田六丁六段

寺田廿四丁五段半

小神田三丁一段

国方所当弁田

万德十四丁四段丁別十足酒井未能所知

宮永卅六丁四段大丁別廿足、此内不蒙国免、押募名被成歟

溝部在河丁三丁

酒井未能所知

小浜村八丁

僧兼俊所知

国領

公田一丁

郡司則貞所知

寺田一丁二段 仏性灯油新

経講田九丁二段半 聖朝府国御祈禱新

府社一丁一段 大府御沙汰

帖佐郡二百七十一丁大

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

為半不輸、正税官物者并済於国衙也

御供田九丁七段小

寺田廿六丁六段

小神田六十四丁九段半

大般若三丁

経講浮免十四丁二段 聖朝府国御祈禱新

国方所当弁田

万徳五丁三段大丁別十疋

恒見八丁七段大丁別十九疋三丈

宮吉五丁丁別八疋

正政所十丁丁別十五疋

權政所五丁丁別十五疋

公田六十八丁四段半丁別廿疋村々十箇所

蒲生院百十丁九段半

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

為半不輸、正税官物者并済国衙也

御供田十二丁六段

大般若一丁

寺田十四丁五段

小神田三十一丁

経講浮免田二丁 聖朝府国御祈禱新

国方所当弁田

宮吉一丁丁別八疋

万徳十七丁三段丁別十疋

恒見七丁九段半丁別十九疋三丈

公田廿五丁四段丁別廿疋

吉田院十八丁二段

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

御供田二丁

寺田七段

小神田三丁五段

経講田一丁 聖朝府国御祈禱新

国方所当弁田

万徳一丁丁別十疋

公田十丁丁別十疋

加治木郷百廿一丁七段半

正宮新御領 本家八幡 地頭掃部頭

公田永用百六丁二段半 郡司大蔵吉平妻所知

件名雖為社領分、号府別府以數百余丁宛五十丁、所
當准千足、殘六十余丁不并濟府國兩方、恣私用也、
動不隨國務也

鍋倉村三丁

僧忠覺所知

宮永八丁

正宮修理所酒井為宗所知

万徳四丁五段

禰寝南俣四十丁

正宮領

本家八幡

地頭掃部頭

郡本三十丁丁別廿足

元建部清重所知

賜大將殿御下文菱刈六郎重俊知行之、但去文治五年
以後、号府別府、以多丁并四百足之外、不并社家年
貢、不隨國務、任自由、知行之

佐汰十丁丁別廿足

賜大將殿御下文建部高清知行之

栗野院六十四丁

正宮領

本家八幡

地頭掃部頭

御供田四丁

公田六十丁

鹿屋院内恒見八丁

正宮領

始良庄五十余丁

正宮大般若庄内沙汰
元吉門高信家清所知

嶋津庄 殿下御領

地頭衛門兵衛尉

新立庄七百五十丁

深河院百五十余丁

財部院百余丁

謀反人故有違有平子孫于今知行之

多禰嶋五百余丁

件三箇所保延年中以後新庄、不隨國務也

寄郡七百十五丁八段三丈

但付去仁平三年御庄方檢注帳注進之、御庄官等檢田入
部時、滿作年者貴居^等沾田付之、并濟所當物、不作年
者雖遂檢田、不幾田數、國衙訴也

横河院三十九丁五段二丈

菱刈郡百三十八丁一段

郡本

賜大將殿御下文、三郎房相印知行之

入山村宮崎宮浮免田

賜同御下文、千葉兵衛封沙汰之

串良院九十丁三段二丈

鹿屋院八十五丁九段

肝付郡百三十丁二段三丈

禰寝北俣四十丁五段四丈

下大隅郡九十五丁九段

始良西俣廿四丁六段二丈

小河院内百引村十三丁四丈近郷小河院内有之

同永利十二丁六段四丈同近郷内有之

曾野郡永利廿三丁三段三丈

筒羽野四十八丁五段一丈

件村者宮崎浮免田以四十余丁押募十五丁、残不随国
務、恣弁済使私用之

右件惣田数、任御教書之旨、注進如件

建久八年六月 日

大判官代藤原

諸司檢校散位大中臣在判

田所散位建部宿禰在判

税所散位藤原朝臣在判

目代源在判

右今年去五月廿二日守護所牒^{六月}到来偶、欲任鎌倉殿御教

書旨、在厅參上注進当国内郡郷國田井寺社庄園田数同本家

領家領所及地頭政所弁済使交名事、牒、今年四月十五日御

教書到来併、九州之内一国令其国内候在厅仁仰付、国惣

田庄公可令注進給也、其内幾士、其内庄分、公領分、各幾

計、可被注進也、且又次第郡立候庄公可令分注載給也、其

上庄者本家領所地頭、公領者地頭某可令注申給也、地頭者

自是補任之所、国無隱知歟、且是不補給之地頭其可被注候

也、以宮国^{令脱力}之方、地頭某又政所弁済使何候歟計、懸紙各神

妙可^{令脱力}注給候也、自是地頭補任、不令補給之所、知

食、又誰人何出来時分、明為知食也、仰旨如此、仍執達如

件、者当国内云郡郷田数、云庄園田数、并本家領家預所及
地頭政所弁済使等交名、任御教書旨^{在厅參上着到}、子細具
可□□也、事急速之御下知也、更不可在延怠也、□□如
件、以牒之、者任御牒之狀注進言上如件

建久八年潤七月 日

權大掾伴

權介清原

權介藤原

權介藤原

權介伴

權介小野氏祐

權介大中臣

權介平

權介大中臣

權介平

權介小野氏範

權介大神

權介藤原朝臣

權介御春惟康

權介大中臣朝臣為則

權介惟宗朝臣

以下に上記の図田帳にみられる用語について説明を加

えておく。

不輸^{ふゆ} 国家に対して租税を納める義務を免れること。

応輸^{おうゆ} は不輸の対義語。

新立庄^{しんりつしょう} 新しく庄園（荘園）を設立すること。

公田 鎌倉時代、国衙が年貢・公事を課する国衙領の

田。

浮面田^{うきめんてん} 年貢・公事を免除される田。免田。

神田 神社の諸経費を捻出するための田。

段 当時の一段は三六〇歩、一步は六尺平方。

大 一段の三分の二、二四〇歩。

半 一段の二分の一、一八〇歩。

小 一段の三分の一、一二〇歩。

丈 一段の五分の一、七十二歩。又は六分の一、六〇歩。

疋^{ひき} 布の長さを示す単位。一反を二丈六尺とし、二反を一疋（匹）といった。

大隅国 大隅国建久図田帳記載の田数などについて田数の特徴を考察する（五味克夫著『大隅国建久図

田帳小考』による）。

表1-1の右欄Bは、図田帳の最初に記載されている

表1-1 大隅国図田帳による田数

別 公 庄	田 数 A	田 数 B
正宮領	丁 段 歩 (1296 3 120)	丁 段 歩 (1296 3 120)
不 輸 応 輸	500 5 120 795 8	500 5 120 795 8
国 領	(255 3 300)	(249 3 300)
公 田 不 輸 府 社	106 180 133 3 120 16	100 180 133 3 120 16
島津御庄	(1465 8 180)	(1430 8 180)
新立庄 寄 郡	750 715 8 180	715 715 8 180
合 計	3017 5 240	2976 5 240

小計及び合計のそのままの表示である。しかし、これでは合計と小計の集計が一致しない。これは同表左欄Aのように改めるべきであろう。恐らく原本よりの伝写の間に早く生じた誤りではあるまいかと、五味教授は指摘している。

この表からも大隅国の田数は、正宮領（大隅正八幡宮領 鹿兒島神宮領）と島津荘（庄）が大半を占め、公田はわずかに一〇〇余町であったことがわかる。大隅国には墾田（開墾した土地）が多く、その墾田を私有してい

表1-2 大隅国郡・院・郷別田数

郡・院・郷	正宮領	国領	寺田	経講田	府社	島津庄	合計
1 曾野郡	丁 段 歩 56 1	丁 段 歩 81	丁 段 歩 9 6 180	丁 段 歩 53 6 240	丁 段 5 7	丁 段 丈 23 3 3	丁 段 歩 229 4 240
2 小河院	274 8	8 5 180	1 9	28 4 240	8 4	25 7 3	347 8 240 (348 3 240)
3 桑東郷	143 9 240	15 5	2 8	26 4	8		189 4 240
4 桑西郷	143 6 240	1	1 2	9 2 180	1 1		156 2 60
5 帖佐郡	206 8 240			14 2			221 240
6 蒲生院	110 7 180			2			110 9 180
7 吉田院	17 2			1			18 2
8 加治木郷	121 7 180						121 7 180
9 禰寝院	40					40 5 4	80 5 4丈
10 栗野院	64						64
11 鹿屋院	8					85 9	93 9
12 始良庄	50余					24 6 2	74 6 2丈
13 深川院						150余	150
14 財部院						100余	100
15 多禰島						500余	500
16 横川院						39 5 2	39 5 2丈
17 菱刈郡						138 1	138 1
18 串良院						90 3 2	90 3 2丈
19 肝付郡						130 2 3	130 2 3丈
20 下大隅郡						95 9	95 9
21 筒羽野	33 5 1丈					15	48 5 1丈
小計	1270 6 6 (1286 1 240)	106 180	15 5 180	133 3 120 (133 1 300)	16	1459 3 4	3000 9 60 (3001 2 240)
表1-1 A	1296 3 120	106 180	15 5 180	133 3 120	16	1465 8 3	3017 5 240

〔 〕は正宮領小計(+)寺田小計。5帖佐郡合計は271丁240歩とあるのを訂正。

経講田()は集計実数。合計()は小河院()による集計実数。

(出所) 五味克夫著『大隅国建久図田帳小考』

た郡司や在地豪族が、有力な社寺・権門に私墾田を寄進して国司の不法な収奪・侵害を防ぎ、領有した墾田を子孫に残そうとしたことにより、正宮領や島津荘(庄)が広大なものに発達したといえる。

表1-2は、図田帳にある正宮領・国領・寺田・経講田・府社領・島津荘(庄)の田数を各郡・院・郷ごとに整理、集計したものである。経講田とあるのは表1-1の国領の中の不輸とあるのに該当する。

図1-2は当時における大隅国の郡・院・郷のおよその位置と、建久八年(一九七)の図田帳による正

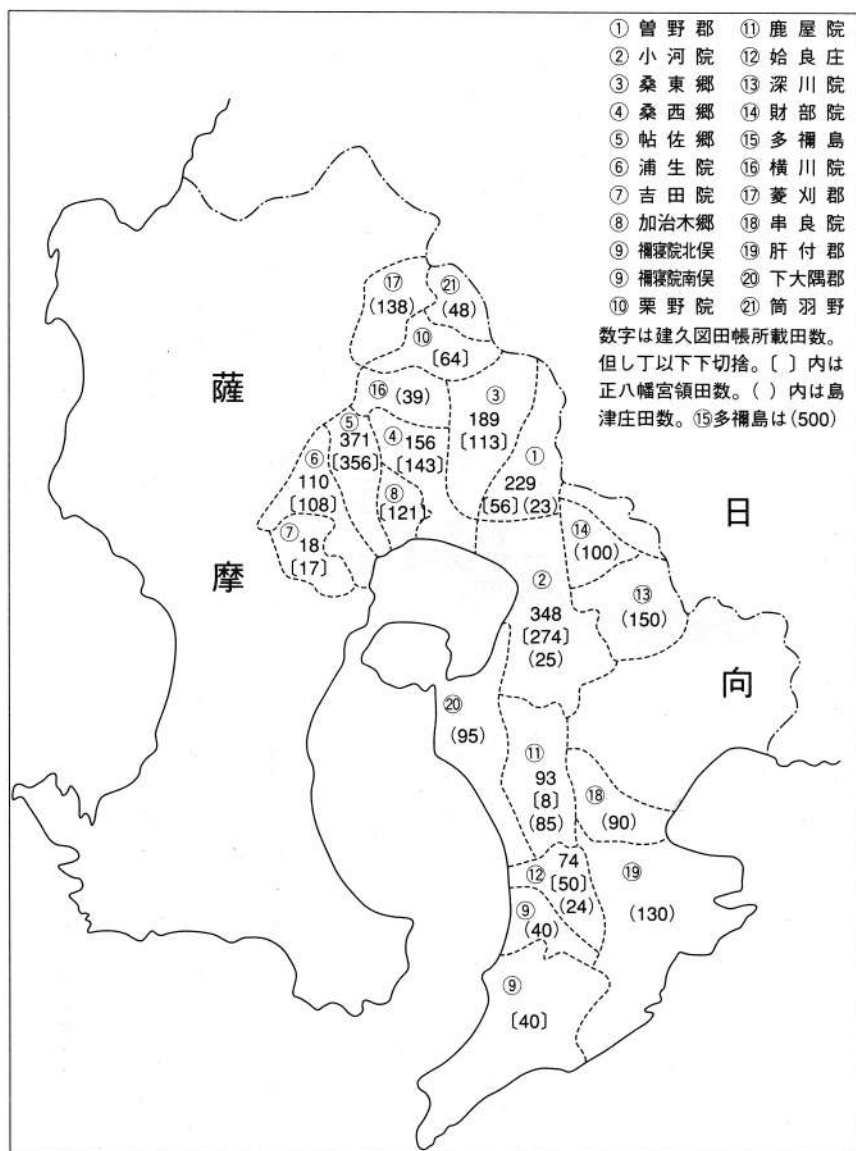


図1-2 大隅国郡・院・郷図〔五味克夫著『大隅の御家人について』より〕

宮領と島津荘の田数とを示したものである。当時の大隅国の田地は正宮領と島津荘が大半を占め、公田はわずかであったことがわかる。

正宮領は現在の始良郡を中心として曾於郡・肝属郡にわたっており、大隅国全体の三〇〇町歩余のうち、約一三〇〇町歩を有する広大な荘園であった。このほか、図田帳にみられる寺田・経講田・府社領などの中にも正宮領に関連するものがあると思われる。

島津荘は大隅半島の大半を占め、現在の曾於郡・肝属郡・伊佐郡にわたっており、約一五〇〇町歩弱の広大な荘園を有していた。ところが現始良郡内にはほとんどみられず、また、あつてもわずかである。その理由は判然としないが、島津荘の本拠が都城の庄内地方であつたことから、大隅半島方面への進出が容易であつたこと、菱刈方面へは官道が通じていたと思われるので進出が容易であつたこと、正宮領との摩擦が生ずるのを避けたことなどが考えられよう。

第五節 大隅の在地豪族・御家人

平安時代、薩隅日三州の豪族は、農民や下人を使って未開地を墾田化して自らのものとしていった。また所持する領地を自衛する必要から武力を持つようになり、やがてその中から強力な在地開発領主の出現をみることになる。

島津忠久が頼朝によつて三州の守護・地頭を命ぜられたころ、薩隅日の地に威を振るつていた豪族は、川越政則著『南日本文化史』⁽¹⁴⁾によると、その主なものだけでも約六〇姓の多きにのぼつていた。一二姓は王孫、九姓は源氏、一姓は田部氏、一姓は大蔵氏、九姓は藤原氏、三姓は平氏という状況で、平氏の勢威がきわだつていた。

このころの大隅地区の有力豪族として『南日本文化史』に次の名がみえる。

「北隅・中隅」

菱刈太良地頭菱刈三郎坊重妙、福山城主廻肥前守宗綱、加治木城主加治木八郎頼平、大始良領主兼島津荘司富山

氏、曾於郡領主税所敦光、蒲生城主蒲生上総介舜清、横川城主横川藤内兵衛時信、

「南隅」

種子・永良部・屋久地頭種子島肥後守信基、肝付郡九か郷地頭肝付兼俊、佐多領主佐太新太夫高清、禰寝院南俣地頭禰寝清重、大始良城主禰寝五郎太夫義光、佐多領主野上田伊予坊時盛、田代領主田代六郎兼盛、

（城主が重複しているのは前後して任についたため）

平安時代末期の大隅国の地は正八幡宮領や島津荘が大半を占め、強大な勢力を有していた。これは在地開発領主の多くが、自己の支配下にある郡・院・郷の領地を正八幡宮や島津荘に寄進して寄郡としたことも大きな一因となっている。領地が寄郡となり半不輸の土地となった在地領主の多くは、国衙や神宮領の郡司・院司・郷司等の役人、または弁済使・下司職などの荘官・名主となり、勢力の維持・扶植を図ったのである。

これらのうち、平家の家人となったり、平家の地頭職に補任ふだんされたりして平家一族の恩典に浴していた者は平家滅亡と共に没落していったが、なかには源氏の世となってもその御家人となったりして、旧来の勢力をしぼ

とく維持した者もあった。そこへ新しく鎌倉幕府の命を受けた東国武士の地領・守護などの役人が入り込み、土地をめぐる混戦抗争は激化の一途をたどったのである。

大隅・国分地方もこの例に漏れず、寺社・国衙・荘園・在地豪族などのそれぞれの権限が交錯・紛糾していた。先に挙げた建久八年（一一九七）の大隅国図田帳には、当時の土地支配者として、税所氏・建部氏・酒井氏・紀氏・大中臣氏・大蔵氏などの名がみえる。また、正八幡宮には桑幡氏・留守氏・宰相寺氏（最勝寺）・沢氏などの有力社家、その他大隅半島には肝付氏・禰寝氏などの強力な豪族が割拠していた。

文治五年（一一八九）二月、源頼朝の島津庄地頭島津忠久への下文によると、奥州の藤原泰衡追討のために、島津庄官などに対し、武器を帶して関東に参上させるよう次のように命じている。

〔源頼朝下文〕⁽¹⁵⁾

下す 嶋津庄地頭忠久

早く庄官等を召進せしむべき事

右、伴の庄官の中、武器に足るの輩、兵杖を帶び、来る七

月十日以前、関東に参着すべき也、且つ見参(けんさん)に入る為、各忠節(おのわの)を存すべきの状件の如し、

文治五年二月九日

さらに同年七月、惣地頭忠久の下知に従わない者を報告せよとの関東御教書(みぎょうしよ)を忠久あてに出している。このことから忠久の威令に背く在地豪族が多数いて、忠久の地頭職としての地位が不安定であつたことが推察できる。

曾野郡と小鎌倉時代初期、国分市域の北部は曾野郡

河院の豪族 (曾於郡の中世的呼称)、南部は小河院(おがわ)に

属していた。曾野郡に威を振るつていたのは曾野郡司の

藤原氏で、これは(補説13)在庁官人(ざいちようかんじん)の税所氏(せいしよ)と同族であつたとみ

られる。小河院を拠点としたのは小河郡司を称した酒井

氏と在庁官人(たしやうくわんにん) (田所) の建部姓禰寝氏であつた (図1・

2参照)。

(補説13) 平安中期から鎌倉時代にかけて、国司の命に従

い国衙で実務をとつた役人。その多くは武士化していっ

た。

酒井氏

酒井氏一族は鎌倉・室町期にかけて、国分・隼人一帯で繁栄した一族である。『政治

要』には、「酒井乙麻呂、大隅国桑原郡人(延暦十六年、七九七年)」とあり、古代よりその存在が確認できている。

五味克夫著『大隅国御家人酒井氏について』によると、酒井氏は同一族が郡司・在庁官人の国方系統と、正八幡宮神官の宮方の系譜に分かれており、宮方御家人酒井氏は正八幡宮修理所檢校職(けんぎょう)を世襲し、加治木郷宮永崎森の中、本名用丸を主たる所領として知行、居所の地名から隈元・隈本と呼ばれるようになった。隈元・隈本の名の由来は、隈元文書の覚書に「大隅州桑原郡隈之城代々居住スルニヨツテ号隈本」とあり、隈元の地名は正八幡宮の所在地である字宮内の東南に位置する字名として現存している。すなわち隈元・隈本氏は修理所檢校職を世襲した酒井氏の一流である。

一方、国方御家人酒井氏は、小河院・桑西郷溝辺(有川)を主たる所領として知行し、居住地の名をとつて西郷・溝辺・在河(あがわ)(有川)氏と呼ばれるようになった。

建部氏

建部(たけべのほか、たてべ、たけるべと呼ばれる)氏は現在の国分市清水と垂水市牛根を中心として、曾於郡から肝属郡佐多町までその勢

力が及んだ豪族であつた。平安時代末ごろ税所檢校を称し、鎌倉時代に入ってから建部氏（禰寝一族の佐多氏）が税所檢校を称した時期があつた。

建部氏の祖建部宗房は建久八年（一一九七）、大隅国図田帳を調進し、弟子丸五町、廻村三段を知行している。同図田帳には、田所建部宗房・權大掾建部近信・執行建部清俊・建部高濤・建部清重などの名がみえている。国分市清水の弟子丸に居を構えた一族は、のちに弟子丸氏を称し、智尾神社（下巻第六編、第一章「文化」参照）を氏神として、代々その地方を領した。

税所氏については、第七節「税所氏」で詳述する。

（補説14） 国司の管理下、国の租税をつかさどる荘官の職名の一つ。平安時代の中期以降、土地の有力者が任ぜられるようになり、世襲化した。

第六節 大隅国御家人交名

建久八年（一一九七）の大隅国図田帳によると、大隅正八幡宮領及び公領（大隅国衙領）は、国府周辺（国分市府中あたりに比定されている）の曾野郡・小河院・桑

西郷・桑東郷一带に集中分布している（図1-2参照）。

鎌倉幕府が開かれてのちは、正八幡宮領内の領主層が御家人化して官方御家人、公領内のそれが御家人化して国方御家人と呼ばれた。図田帳の最後に記載されている建久九年の「大隅国注進御家人交名等事」によると、国方一四人、官方一九人、計三十三人の領主名が記されている。注進とは上申のことで身分の上の者へ報告することといい、交名とは人名を列挙することをいう。したがってこの交名録は、鎌倉幕府の従者となつて忠誠を誓つた領主層の名簿ということになる。

次に示したのは五味克夫著『大隅国建久図田帳小考』による「大隅国注進御家人交名等事」である。

大隅国注進御家人交名等事

国方

税所篤用

田所宗房

曾野郡司篤守

小河郡司宗房

加治木郡司吉平

帖佐郡司高助

執行清俊

東郷郡司時房

河俣新大夫篤頼

佐多新大夫高濤

弥三郎大夫近延

禰寝郡司朽損

木房紀太郎良房

西郷酒大夫未能

官方

政所守平

長大夫清道

源大夫利家

修理所為宗

権政所良清

栗野郡司守綱

脇本三郎大夫正平

太郎大夫清直

六郎大夫高清

矢太郎大夫種元

執行大夫助平

嶋四郎近延

始良平大夫良門

小平大夫高延

新大夫宗房

弥次郎貫首友宗

肥後房良西

敷禰二郎延包

三郎大夫近直

右件御家人為上覧各交名大略注進如件

建久九年三月十三日

諸司檢校大中時房

田所檢校建部宗房

税所檢校藤原篤用

このように御家人交名によれば、大隅の土着豪族・在地領主は、国方すなわち在庁官人・郡司系の者と、宮方すなわち正八幡宮神官・神人系(補説15)の者とに分かれ、どちらも鎌倉幕府御家人となつて幕府の庇護を受け、身の安泰を図つたのである。しかし鎌倉時代初期のころは、前に述べたように御家人総奉行に補任された島津忠久の命に服従せず、島津氏の勢力扶植は極めて困難であつたことが推察できる。

一方、島津荘方の在地領主は、一、二の例外を除いて

そのほとんどが御家人交名に記されていない。恐らく大隅国の場合、島津荘内の在地領主は非御家人であつたことを示すものであり、これは莊園領主が、領内の在地領主の御家人となることを拒んだか、好まなかつたためであらうと、五味教授は推察している（五味克夫著『大隅国建久図田帳小考』参照）。

（補説15）「じにん」ともいう。神社の下級神職や寄人(よりひと)（事務・執筆などをつかさどつた職員）。平安時代から室町時代にかけて、神主・宮司などの社家に支配され、神社の祭礼・諸事を勤めた。

第七節 税所氏

税所氏は奈良・平安・鎌倉時代にかけて、大隅国の曾於郡・小河院一带（現在の国分市・隼人町一带）を中心に勢力を振るつた在地豪族である。普通藤原姓をとなえているが、もとは檜(ひの)前姓(くま)であつたらしく、のちに税所氏を称するようになったという。

すなわち、「税所」とはもともと国衙（国の役所）にあつて、税の徴収などに当たつた職名で、今の税務官の

ような仕事をしたものと思われる。税所氏はこの税所の職を世襲したことにより、その職名を自らの姓としたものである。

税所氏の出自

「税所氏系図」には諸家の系譜があり、幾種類かが伝存しているが、本章では、五味克夫氏が「地誌備考・備忘抄」所収の系図を底本として作成した「税所氏系図」をもとにする。

それによれば第五十八代光孝天皇八代孫の敦如が、治安元年（一〇二二）に京都から大隅に下り、大隅国曾於郡に居を構えて「曾於殿」と呼ばれ、その子篤義は居館を襲山村重久の「関の坂」の上に構えたので、土地の人は「坂ノ上殿」と呼んだということである。

なお『薩隅日地理纂考十七之巻』には、税所氏の出自について、「税所祠」の項で次のように記してある。

○税所祠

霧島神社ノ西掖十二間許リニ在リ祭神税所篤如ノ靈ト云フ篤如一書、税所氏系譜及社記曰、宇多天皇ノ第三ノ皇子敦房親王ヨリ五世ノ孫正五位下税所篤如後一條天皇ノ御代大隅ノ国国府郷八幡宮ト霧島神社トノ神職ト成リ治安元年辛酉三月大隅ノ国ニ下リ同国贈於郡ニ住シテ神領

ノ租税ヲ司リ税所ヲ以テ氏トス、時ノ人贈於郡殿ト号ス、其子敦義ニ至リ館ヲ同郡重久村関ノ坂ノ上ニ移シテ又坂ノ上殿ト号ス、数代贈於郡ノ領主ニテ其ノ子孫税所・重久・最勝寺等ナリ

現在霧島神宮拝殿脇に税所神社（祭神・藤原篤如）が建立されているが、このことは税所氏が霧島神宮の神領の租税徴収に携わって税所氏をとなえたということを裏づけるものとしている。

五味克夫氏は、

税所氏が最初から霧島神宮の神職として下向してきたとする通説に対し、のちにその一族が霧島座主職を有した関係で、このようなことがいわれるようになったのであろうと推論している。

なお現在、四月二



写真 1-2 税所神社

十八日を税所神社の例祭日として税所家・重久家・最勝寺家など、ゆかりの人々が祭礼を行っている。

税所氏の 税所氏は鎌倉時代、大隅国の在庁官人・所職・所領 国方御家人・曾於郡郡司・薩摩満家院郡司・正八幡宮政所職・霧島神宮座主職・止上大宮司職などを有した曾於郡の一大豪族であった。

税所氏六代の孫篤用は、建久八年の図田帳に曾野郡重富三三町・重武三町・桑東郷松永七町の田地を所有し、大隅国衙の税所検校や押領使職をつかさどる国方御家人として「大隅国注進御家人交名等事」に名を連ねている。同じく篤用の長兄篤守（篤遠）も曾野郡司篤守として名がみえており、曾野郡重枝の田地二〇町を有している。また篤用の次兄篤真（篤道）は重久一三町五反の名主で、重久氏の祖といわれている。

「税所氏系図」で所職・所領の動きをみると、祐満のところで、大隅国税所職・押領使職・国大専当職・止上大宮司職・曾於郡内恒次名・重武名・重富名・桑東郷松永名・重武名・栗野院恒次・恒山・重武名等・満家院郡司職・同村々田畠山野・同厚智山座主職と付記にある。次の義祐の付記にはこの他に曾於郡郡司職・重枝名・

中津川・牛屎院田畠・金波田村とあり、税所氏の支配領域が広まっていたことが推察される。次の敦（篤）秀以降も所職・所領の拡充がなされているが、詳細については「税所氏系図」の付記に譲る。

こうして税所氏はその本拠を曾於郡城（橘木城）に置き、姫木城や隈部城（清水）を支城として長く栄えたのである（諸城については第六編第一十六章参照）。

（補説16） 止上神社の宮司の職についていたということ。止上神社については第六編一四章を参照。

（補説17） 平安時代後期、公田の耕営と官物・国役を請け負った単位で、実在の作人の名が冠されていた。大体現在の村のような単位。

止上神社記 『止上神社記』の中に次の史料があり、

税所氏と止上神社の密接な関係を知ること

とができる。

○税所篤忠

右篤忠は建久年暦の北の曾於郡領主なり。

○税所兵衛祐満（号妻屋）

右祐満は大隅国大介・税所職・押領使職・曾於郡司職・止上大宮司職・国大専当職・止上宮司職・此の子孫代代止上大権現大宮司なり。

図1-3 税所氏系図抄〔地誌備考・備忘抄〕所収
五八代光孝天皇八代孫

正五位下

敦如

篤義

篤貞（篤定）

篤近

治安一・三・二配流

坂上御館

重枝曾於野大夫

重枝曾於野
太郎大夫

大隅国曾於御館也

（応保二・五・一五、一〇・一九
篤定末孫タリト雖モ郡司職ヲ受ケ繼ガズ）

篤房

奉寄干正八幡宮

篤遠

改篤守 重枝名内二〇丁
建久九・三御家人交名注文ニ
曾於郡郡司税所檢校篤守トアリ

篤吉

篤重 円性房

（承久三・一二売券）

応保三 曾於郡御佃米三六石

重枝曾於野次郎大夫

篤真（安元二・八・二九）
散位 藤原篤道

改篤道号重久一三丁五反

篤茂（篤用 安元二・八・二九）
権掾 藤原篤持

或敦用 押領使職

重富曾於野七郎大夫

松永各 栗野恒次 重枝名等御知行

税所惣檢校兩職恒次名等給

号税所大夫

（図田帳ニ税所檢校篤用
曾野郡重富三三丁 重武三丁 桑東郷松永七丁）

篤（敦）満（藤原―建暦一・七・二七売券）
「鏡」つくしの税所次郎

名大夫掾

去建保一・五・二・三浦和田左エ門尉義盛追討之時
義盛子息新左エ門尉以下敵両三人射取之
大事疵数ケ所負之間 同三死去了

安弁

法乗坊霧島座主

敦久

祐満

重富号税所兵衛 大隅国税所職
押領使職 国大專当職 止上大宮司職
曾於郡内恒次名 重武名 桑東郷松永名(略)

義祐

大介兼税所 大隅国大介兼税所職
押領使職 曾於郡郡司職 止上大宮司職 国大專当職
曾於野郡重富名 重枝名 重武名(略)

祐信

祐道

郡田三郎丸

(篤)

敦秀

大介兼税所

大隅国大介兼税所職押領使職曾於野郡司職
止上大宮司職国大專当職 曾於野 重富 重枝 恒
次 重武 桑東郷松永 重武 中津川田嶋山野等
薩摩国満家院村々山野等 厚智山座主職
同国山門院菓成河老松御庄以下諸所田嶋等

(篤)

敦胤

大介兼税所

大隅国大介兼税所職押領使職
曾於野郡司職止上大宮司職
国大專当職 曾於郡重富 重枝 恒次 重武 用松 田嶋等
重久田嶋等
桑東郷松永 重武 中津川
長 以下所々
薩摩国満家院郡司職村々山野厚智山座主職
同国山門院菓成河老松御庄以下所々田嶋等

信祐

二郎 帖佐郷餅田村領知之

道祐

久郎大夫
伊集院上神殿
領知之

祐慶

三郎 霧島座主職田嶋等少々有之

祐弁

又二郎坊 円性房

胤

二郎 早世

經秀

三郎 早世

篤方

用松増智坊
用松五郎大夫

(288ページより続く)

○税所藤原祐義

右祐義は止上宮宝殿へ奉納の大般若經一部入り候櫃(ひつ)三つ共(とも)に奉施、(二七五)応安八年乙卯十二月十八日税所介藤原祐義と書付有之候。

○藤原篤重

篤重は文明四年壬辰三月十一日止上宮末社早風神社再建立の棟札に檀那藤原篤重とあり。

○税所藤原敦養及敦辰

右は文明十六年甲辰首夏五月止上末社若宮神社再建の棟

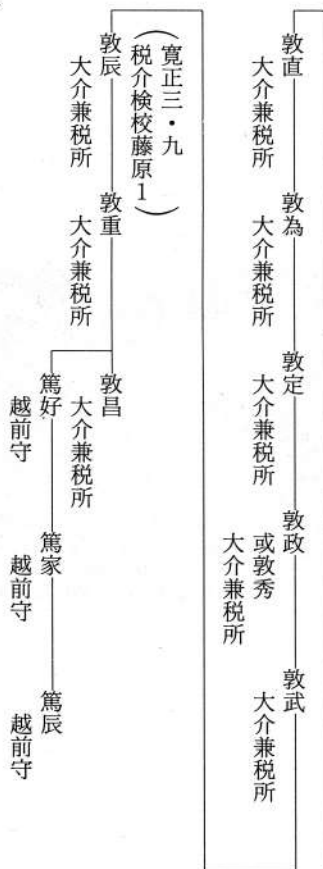


写真1-3 税所篤貞・篤員の墓と伝えられるもの

札大檀那にあり。

以上のよう
に税所氏がこ
の地方におけ
る名門であつ
たことを明ら
かにしてい
る。

祐秀
七郎 満家院内中俣村領知之
童名弥陀増
号四郎満家院小山田村少田在之
童名弥陀王
八郎桑東郷中津河少田在之
女子
牛屎内金波多村領知之
女子
満家院内油須木村領知之
女子
肥後国山房(元)庄預所伊勢庄司令嫁
満家院内少田畠在之



なお、重久篠^{しほ}が迫^{きこ}の道路わきに、税所篤貞・篤員の墓と伝えられるものが残っている。

第八節 元 寇

文永の役

蒙古帝国（のちに国号を元と改める）の皇帝フビライ（忽必烈）は、文永五年（一二六八）以来四度にわたって我が国に臣従を求める使いを送ってきた。鎌倉幕府はこれをすべてはねのけ、西国（九州・中国・四国）の御家人に令して、九州北西部の沿岸警備を強化させた。

文永十一年（一二七四）、元軍三万余人・九〇〇隻は対馬・壱岐を侵し、今津・百道原・博多・宮崎（箱崎）に上陸した。一騎討ちによる個人的な戦闘法による日本軍は、集団戦術で鉄砲をもつ元軍に悩まされて旗色が悪く、八キロほど南の水城まで退いた。その夜（十月二十日）時ならぬ暴風が吹き、元軍の艦船は大打撃を受けて逃げ帰ったという。

異国警固番役

文永の役後、北条実政は西国の守護や御家人に対し、異国警固番役や石築地

役を課して蒙古の再来襲に備えた。

島津氏三代の久経は鎌倉にあったが、建治元年（一二七五）、幕府の命を受けて任国に下向し、薩隅の御家人を引き連れて異国警固番役を勤仕した。警固の割当ては、はじめ（建治元年＝一二七五）は次のとおりであった。

春三か月 筑前・肥後

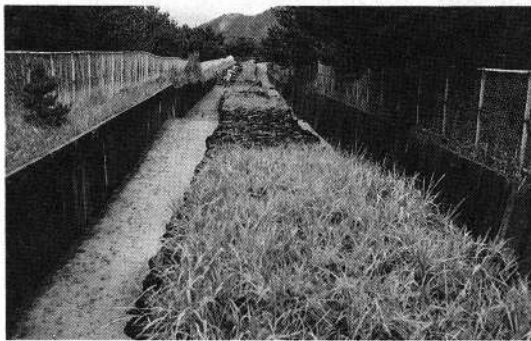


写真 1-4 今津後浜の元寇防壁

夏三か月 肥前

・豊前

秋三か月 豊後

・筑後

冬三か月 日向

・大隅・薩摩

その後、後述の石築地築造の分担に伴って、警固の場所は薩摩の御家人は宮崎一帯、大隅・日向の御家人は今津後浜一帯と

定められ、それぞれの国の御家人が交代でおおむね三か月ずつ勤仕した。

この制度はしだいにゆるんでいったが、警固番役そのものは幕府滅亡まで存続した。

石築地役

幕府は博多湾沿岸に石築地（石塁）を二〇段にわたって構築し、元軍の再来襲に備えることとした。この石築地は鎮西諸国に割り当てられ、大隅の分担は今津後浜海岸、薩摩は宮崎海岸であった。

そして御家人・非御家人の区別なく、公領・荘領のすべての領地に対し、おおむね一反の土地に一寸の長さの割合で石築地の構築が課せられたのである。石築地は海側を急勾配とし、高さ一・五〜二、底面の厚さ三ほどであったという。それに領地の広さに応じて乱杭・舟の釘・旗・楯・矢・切立なども徴収された。しかも建治二年（一二七六）の旧暦三月から始めて八月には完成させるという突貫工事であった。実際に工事の労働に従事したのは、原則としてはそれぞれ自国の領民（農民）であり、今に残る今津後浜の石塁は、あるいは大隅農民の苦労を物語っているといつてよいのかもしれない。

大隅国石築地役配符 大隅国の石築地役配符は「旧記雑録」によつて知ることができる。

〔大隅国石築地役配符（抄）¹⁶〕

小河院

上小河三十五丁

下小河二十五丁

上井二十五丁

敷根十二丁

廻六丁

加礼河六丁

市成六丁

恒吉六丁并梁瀬名八丁

平房六丁

曾小河十二丁

名ゆう十二丁

湊八丁

功德丸六丁

平名五丁

弟子丸名六丁

元行三丁

恒見三丁

曾於郡

郡田名十三丁

下河俣五丁

重久名十三丁

田口八丁

大窪六丁

用松十五丁

川北五丁

重富名

百八十丁以上

桑東郷

宮永十二丁

長加領六丁

上三臺堂六丁

下三臺堂六丁

世戸口名十三丁

松永名十二丁

武安三丁

上西郷六丁

東郷六丁

則貞三丁

西光寺(ツツ)

木之房名三丁

上久満五丁

桑西郷

内村三十丁

内山田五十丁

尖尻(賣?)五十五丁

小濱六丁

山之路二十五丁

新講免七十五丁

中之新講十三丁

油新講十八丁

つる山野畠地

池袋

野口村

細工所給田三丁五反三尺五寸

弥勒寺上座

田守寺田三十七丁八段半

五師房

百堂(カ)一丁六反一尺六寸

權執印法橋永圓

最勝寺一丁五反一尺五寸

權執印法橋永圓

滿福寺五反五寸

御家人田所宗久

藥師堂一反二寸

宮田所永兼

法樂寺一丁五反一尺五寸

源八入道光佛

咲隈寺三反三寸

知性房

正福寺(ニ)一反一寸

朝日寺三反

新三昧三丁三尺

長壽堂(ツ)一丁一反一尺二寸

中山寺三反三寸

石水寺一反

西光寺三反三寸

西明寺三反三寸

文殊山半五反

九鉢堂十丁一丈

最勝寺新堂五丁内五尺

二丁五段二尺五寸

二丁五段二尺五寸

小神用四丁四反

邊世加利二反

牟留々木二反三寸

石上一反二寸

早鈴三反三寸

青山崎三反三寸

加礼河七段内七寸

溝部六反六寸

石鉢藤太郎八郎

修理檢校兼順

奉行權惣檢校房

權執印法橋永圓

同人

御家人修理所檢校丸

權執印法橋永圓

主神司祐恒

預所雅樂左衛門入道

正宮所司修理執行覺順

同弥勒寺執當慶弁

西郷郡司則繼

長乘房

御家人修理所檢校丸

御前別當兼禪

弥勒寺執當慶弁

二反半同人

二反半修理執行兼禪

御家人諸太郎末房(天)

第1章 鎌倉時代の国分

在河七反七寸

皆尾二反三寸

竹師七反七寸

夜久高七反七寸

鹿兒嶋社二丁七段一尺七寸

御服所六丁六反六尺五寸

府社一丁内一尺

大穴持新田五反五寸

中目五段内五寸

三反三寸

料田一反二寸

神主惣大宮司同人

小大宮司主神司祐恒

經講田九丁二反半

愛力一反二寸

勢得一反二寸

久樂二反三寸

米丸二丁六反半内二尺六寸五分

二丁二尺

六反半六寸五分

綾太夫宗助領

佛成房明慶

預所雅樂左衛門入道

御家人税所介義祐

源太夫

預所卿法眼

太府御領

神主大宮司御家人姫

太夫篤季

宮司分田御家人姫木太夫

篤季

守山

善田房

經官永祐

廳法橋圓眞

臺明寺成仙房

當得二丁六反二尺六寸

大樂六反六寸

常樂一丁七段一尺七寸

乃樂一丁一尺

留守刑部左衛門尉

霧嶋座主慶範

前執行房并智光房

佛成房明慶

寄郡七百五十丁八段一丈

横川院卅九丁五段二丈三丈九尺五寸四分

菱刈郡百三十八丁一段十三丈八尺一寸

串良院九十丁三段二丈九丈三寸四分

鹿屋院八十五丁九段八丈五尺九寸

肝付郡百卅丁二反三丈十三丈二寸七分

祢寝北俣四十丁五段四丁四丈五寸八分

下大隅郡九十五丁九段九丈五尺九寸

始良西俣廿四丁六段二丈四尺六寸四分

曾野永利十一丁一反大内

用松二丁四反二尺四寸

名主御家人諸二郎兵衛尉重祐

弁濟使分三丁六尺三尺六寸

加治屋五丁二反大五尺二寸六分

同百引村十三丁四丈一丈三尺八分

筒羽野村四十八丁五段一丈四丈八尺五寸二分

入山廿丁二丈

右、件石築地役、任関東御教書并少貳殿御施行之旨、以八

月中、可終其功之狀如件、

建治二年八月 日

調所藤原在判

書生藤原在判

惣官大藏

大介兼税所藤原在判

守護代左兵衛尉藤原在判

この史料によると、建治二年（一二七六）のころの国分・隼人・福山地方一帯は、小河院・曾野郡（曾於郡）・桑東郷・桑西郷に分かれていたことがわかる。これらを現在の地域に当てはめると次のようになる。

小河院ニ国分市の大半と、福山町・輝北町（市成・百

引）大隅町（恒吉）一帯

曾野郡ニ重久以北・霧島町一帯

桑東郷ニ隼人町日当山・牧園町一帯

桑西郷ニ隼人町隼人・溝辺町一帯

さらにこの配符表から、一三世紀ごろの地名のほとんどが、今もその名で呼ばれていることがわかる。国分関係だけを挙げると、上小河（上小川）・上井・敷根・廻（福山町大廻・小廻）・名ゆう（名波）・湊・弟子丸・郡田・重久・野口・小神田（拝田）・大穴持（大穴持神社

か）・山之路（郡田）などである。

石築地の構築にあたっては、これら大隅の領地所有者に対しても、一町につき一尺の割合で費用を負担させていたことがわかる。

弘安の役

弘安四年（一二八一）、元は東路軍四万余人・九〇〇隻の軍勢で対馬・壱岐を侵し、六月はじめに博多湾へ迫ってきた。一方、江南軍は一〇万余人・三五〇〇隻の大勢力をもって来襲、七月下旬、鷹島沖で東路軍と合流し、上陸の機をうかがった。しかし七月二十九日夜の大暴風雨により、元軍はまたも壊滅的な損害を受けて逃げ帰ったのである。

国分士鎌田清憲はこの戦いで戦死しているが、『旧記雑録』には次のように記されている。

弘安四年辛巳

五月、鎌田尾張守清憲、元の世祖大軍を遣はし本邦に寇する時、拒きて筑前の博多に戦ひ死之、

弘安の役後、幕府は元軍の第三回の来襲に備えて北九州の防備をますます固めると共に、朝鮮半島への逆襲も企図した。さらに二度の戦いに勝利を収めることができたのは神仏の御加護によるものとし、全国の社寺に敵国

降伏の祈願活動を行った。大隅国のそれを、史料（「旧記雑録」ほか）から主なものをひろつてみる。

○弘安七年（一二八四）、鎌倉幕府は大隅国正八幡宮に豊前国上毛郡勤原村地頭職を寄進し異国降伏を祈願。

○弘安十年（一二八七）、大隅国守護代僧唯道は台明寺衆徒に博多石築地役免除状を与える。

○延慶四年（一二三一）左記の鎮西御教書（鎮西探題の意志を伝えるための文書）を台明寺衆に下し、異国降伏の御祈禱の巻数を執り進めさせている。なお、北条政顕は鎮西探題、北条時直は大隅国守護である。

〔鎮西御教書〕⁽¹⁸⁾

大隅国台明寺雑掌申す、異国降伏御祈禱巻数の事、^(げしやう)解決（具書を副ふ）此の如し、関東御祈禱所たるの条、異儀なきの上は、彼の巻数を執り進めらるべく候、^(よ)仍て執達件の如し

延慶四年六月二日
〔北条時直〕
前上総介御判
上野前司殿

○一遍上人（時宗の開祖）は、九州遊行の途次、^(ゆきやう)建治三年（一二七七）に正八幡宮へ参籠し、異国降伏を祈願している。

元寇のその後

九州の各領主に課せられた異国警固番役・石築地補修等の任務は、鎌倉幕府滅亡のころまで続けられた。そのため多くの武士がその負担過重に苦しみ、経済的に困窮していった。幕府はこれらの武士に恩賞の土地を十分与えることができず、武士の不満がひいては鎌倉幕府滅亡の一因をなしていくのである。

次は石築地に関する薩摩国への鎮西御教書と守護島津忠宗施行状であるが、同様の趣旨のものが大隅にも下されていたものと思われる。

〔鎮西御教書〕⁽¹⁹⁾

石築地以下要害構への事、関東より度々仰せ下されらると雖も、沙汰無しと云々、不日其の功を終ふべし、難渋の所々に於ては、注申すべき旨、薩摩国中に相触れらるべく候、^(にふ)仍て執達件の如し

正応六年四月廿一日
〔島津忠宗〕
下野三郎左衛門尉殿
〔守護島津忠宗施行状〕⁽²⁰⁾
〔北条兼時〕
越後守御判

宮崎石築地以下要害構への事、今日廿一日越後守殿御教書案此の如し、度々相触るる所の加佐三尺並びに裏芝破損に及ぶ事、来る五月廿日以前に功を終ふべし、若し猶違期せ

しめば、注進すべし、仍て執達件の如し

四月廿三日

(忠宗)
左衛門尉在判

薩摩国地頭御家人御中

進申

〔注〕

- (1) 『鹿児島県史料』「旧記雑録」前編一卷二No 89。
- (2) (1)に同じ、巻二No 93。
- (3) (1)に同じ、巻二No 102。
- (4) (1)に同じ、巻二No 121。
- (5) (1)に同じ、巻二No 174。
- (6) (1)に同じ、巻三No 199。
- (7) 当時史料的には庄園と書かれることが普通であるが、それはもともと荘の草書体から出た字形で、本来は庄園が正しい(『日本史総合辞典』東京書籍)。
- (8) 開発領主が国司に対抗するために領有権を中央の権門勢家に寄進した。こうした庄園領主という(『日本史総合辞典』東京書籍)。
- (9) 領家が自分で十分に庄園を保護できないときは、さらに皇族・摂関家などの最高級の貴族らに寄進し、保護の委託がなされた。これを本家という(『日本史総合辞典』東京書籍)。

合辞典『東京書籍』。

- (10) 平安時代以降、一円支配でない荘園や国衙領で、貢納された租米の清算・分別に当たった者のこと。九州地方に多かった(『日本史用語辞典』柏書房)。

- (11) 租Ⅱ田租ともいう。律令制で官に納めた田地からの収獲(稲)の一部。口分田その他から田の面積に応じて賦課・徴収された。調Ⅱ地方の産物を貢納させる税目。庸Ⅱ津令制で歳役(津令国家によつて差発される力役)に就く代わりに納める代物、正丁(二十一歳以上六十歳以下の公民男子)の場合、年間一〇日の正役の代わりに布二丈六尺を納めることになつていた(『日本史用語辞典』柏書房)。

- (12) 『続日本紀』(『新日本古典文学大系』)。
- (13) 『鹿児島県史料』「旧記雑録」前編一、巻九No 88。
- (14) 『南日本文化史』北山書房 昭和二十五年刊。
- (15) (13)に同じ、巻二No 134。
- (16) (13)に同じ、巻七No 773。
- (17) (13)に同じ、巻八No 831。
- (18) (13)に同じ、巻一一No 1142。
- (19) (13)に同じ、巻九No 976。
- (20) (13)に同じ、巻九No 977。

第二章 南北朝時代

第一節 建武の新政と

南北朝時代のようにす

北条氏が専權を振るい御家人らが離反していった鎌倉幕府は、元弘三年（一二三三）、足利尊氏・楠木正成・名和長年・新田義貞らの活躍によって滅び、後醍醐天皇は念願の天皇親政の政治に着手した。そして元弘四年を建武元年と改元したので、これを建武の新政と呼んでいる。

建武新政権（建武元々二年一三三四一三五）は、記録所の再設置・新制度の発布（旧領回復令・朝敵所領没収令・誤判再審令など）・雑訴決断所の新設・武者所の設置など、新政策を次々と打ち出した。しかし長い間政權の座から離れていた天皇・公卿側は、政策遂行に円滑・公平さを欠き、人々の不満は増大していった。特に討幕

の実質的な立役者である地方武士団に対する恩賞の不公平や不履行は、足利尊氏の乗ずるところとなり、建武の新政はわずか二年で挫折をみるに至った。

足利尊氏は不満の武士団を結集し、天皇側に反旗を翻した。いったんは敗れて九州に走ったが、多々良浜（現福岡市）の合戦で天皇側の菊池武敏を破り、九州の大軍を率いて東上、兵庫湊川で楠木正成を倒した。尊氏は京都に入り持明院統の光明天皇を擁立した。後醍醐天皇は吉野に脱出、ここに至って吉野の朝廷（南朝）と京都の朝廷（北朝）が、それぞれ異なった年号を用いて約六〇年両立の世となった。中央や地方の武士団は北の京都側に応ずる者、南の吉野側に味方する者と、それぞれの利害得失によって対立し、いわゆる南北朝戦乱の時代を迎えるのである。

南北朝時代は、建武三年一延元元年（一三三六）の南北朝の出現から、明德三年一元中九年（一三九二）の

第二節 建武の新政と国分

(解説)

北条師頼は大隅国守護、鎌倉幕府が隠岐島から伯耆国に脱出した後醍醐天皇の討伐を、大隅国守護を通じて禰寝氏など同国御家人に伝えた文書。

〔後醍醐天皇綸旨〕⁽²⁾

大隅国守護職の事、先例に任せ、沙汰致さしむべし者、綸旨此の如し、之を悉せ、
(すなわち正慶二年也)

元弘三年四月廿八日

(高島光守)
勘解由次官在判

島津上総前司入道館

(解説)

大隅国守護職は、島津忠久が建仁三年九月四日没収されてのち、千葉氏・北条氏の所職となっていたが、このとき島津貞久が後醍醐天皇に味方して、再び島津氏に与えられた。

〔足利尊氏書状〕⁽³⁾

伯耆国より勅命を蒙り候の間、参り候、合力せしめ給ひ候はば、本意に候、恐々謹言、
(元弘三年)

四月廿九日

高氏(花押)

嶋津上総入道殿

島津貞久、日向・元弘三年(一三三三)五月、後醍醐天皇の守護に、
醍醐天皇は伯耆の国(鳥取県西部)の行宮を立ち、六月に京都へ入った。

このとき鎌倉幕府は大隅国守護を通じて次のような軍勢催促状を出している。一方、後醍醐天皇は一日おくれで島津貞久に対し大隅国守護職任命の綸旨を出している。次いで足利尊氏(当時は天皇側)も島津貞久に密書を送って天皇側に味方するよう促している。その他一連の文書によっても、当時、天皇側・武家側とも諸国の武士を味方に引き入れるため懸命の努力をしていたことが推察できる。

〔松田(北条)師頼軍勢催促状〕⁽¹⁾

(後醍醐天皇)
先帝の御事、今年三月十七日関東御教書、今月廿六日(子の刻)到来、案文此の如し、凶徒等誅伐の為に、大隅国地頭御家人を相催し、伯耆国に発向すべしと云々、早く庶子等を相具し、軍忠を致さるべし、仍て執達件の如し、
(正慶二年)

正慶二年四月廿七日

北条師頼
前参河守(花押)

(解説)

後醍醐天皇に味方した尊氏が島津貞久に來援するよう伝えた密書。

(後醍醐天皇綸旨)⁽⁴⁾

大隅国台明寺々領当知行の地の事、一同の宣旨に任せ、管領相違有るべからず者、天氣此の如し、之を悉せ、以て状す、

元弘三年八月廿九日

権左少弁 (花押)
(中關門宣明)

(解説)

台明寺の知行地を安堵する旨の後醍醐天皇の綸旨である。

元弘三年 (一一三三) 五月、島津氏は足利高氏 (尊氏) の旨を受けて (このころ高氏は宮方)、鎌倉幕府の出先機関である鎮西探題の北条英時を小弐・大友両氏と共に討った。この功により島津貞久は建武の新政府から旧領を安堵され、先に述べたように建武元年 (一一三三) 四月には大隅国の守護職に補任せられたのである。

しかし、その後の南北朝の対立により大隅・国分の地もその争乱に巻き込まれ、貞久も中央の動きに応じて時に南朝、時に北朝に加担するなど、守護としての地位は極

めて不安定であった。

大隅国台明寺へ 先に述べたように、建武新政権の政の雑訴決断所牒 策の一つに雑訴決断所の新設があつた。

台明寺あての次のような雑訴決断所牒 (牒は文書・書付の意) が「旧記雑録」前編一に所載されている。これは台明寺からの訴えに応えたもので、台明寺領内への乱入・狼藉・狩獵を禁止させ、台明寺は笛竹をおごそかに守り育て、御祈禱の誠を致せとの文書である。このことは裏を返せば台明寺領内への不法侵入や乱暴を働く者が多かったという当時の世相を物語っている。

(雑訴決断所牒)⁽⁵⁾

雑訴決断所牒す 大隅国台明寺

早く先例に任せ、寺内に甲乙人の乱入・狼藉及び狩獵を停止し、笛竹を莊嚴し、御祈禱の精誠を抽んでしむべき事

牒す、久安六年藏人所外題、建仁二年同所下文並びに天福以来の武家度々の下知状等に任せ、寺内甲乙人の乱入・狼藉及び狩獵を停止し、笛竹を莊嚴し、御祈禱の精誠を抽んぶべきの状、牒送すること件の如し、以て牒す、

建武元年九月十日

左少史兼左衛門権少尉高橋朝臣 (花押)

中納言兼侍從藤原朝臣(花押) 前筑後守藤原朝臣(花押)
(九条公明)
 從二位藤原朝臣 左衛門權少尉中原朝臣(花押)
(西条隆實)
 正三位藤原朝臣 左衛門權佐兼少納言侍從伊賀
(堀河光盛)
 守藤原朝臣
(高倉光守)
 左少弁藤原朝臣

第三節 国分地方の争乱

建武三年(延元元年(一三三六)、多々良浜の戦いで宮方の菊池武敏を破った足利尊氏は、畠山直顕を日向・大隅の宮方鎮圧のために派遣し、宮方の肝付兼重・伊東祐広に備えさせた。島津貞久は武家方の総帥となって肝付兼重の拠る加世田城を攻略した。このとき貞久方の軍奉行として本田久兼が加わっており、国分の豪族重久篤兼(税所一族)も武家方として参戦している。

翌年三月、征西將軍懷良親王(かねよし)(後醍醐天皇の皇子)の先駆として、三条泰季が三州鎮圧のため揖宿(いよすき)へ下向してきた。それまで北朝(武家方)足利方)の島津氏の勢力拡大を快く思っていなかった在地の豪族は、この機に乗じて南朝側につく者が多く、大隅では一時没落していた

肝付兼重らが日向三股の地で南朝方として再挙の旗上げをしている。

同年六月、伊作一帯で南北両軍の激烈な戦いが始まり、勝敗が決しないうちに戦場は市来(いちき)・伊集院へと広がった。三か月後、南軍の市来時家が守る市来城は陥落し、戦いは新たに大隅・日向方面へと拡大していったのである。

橘木城・鼻 国分・隼人地域一帯は、薩摩・大隅・日連山の攻防 向三地区のかなめ的な位置にあり、軍事上・交通上極めて重要な地域であり、古来その争奪をめぐって豪族の対立抗争が激しかったところである。建武年間のころは税所氏一族が曾於郡・桑東郷(現国分市・隼人町一帯)をおさえており、重久(しげひさ)(現国分市北部)の橘木城を拠点としていた。

建武四年(延元二年(一三三七))肝付兼重・野辺盛忠などの南朝軍は、薩摩の矢上高澄(鹿兒島)・伊集院忠国(伊集院)・谷山隆信(谷山)・知覧院忠世(知覧)などと兵を合わせ、数千騎をもって大隅曾於郡(国分市東襲山一帯)に進出してきた。そして郡田・清水寺・鼻連山(現国分中央高等学校北側の小高い山)一帯に布陣

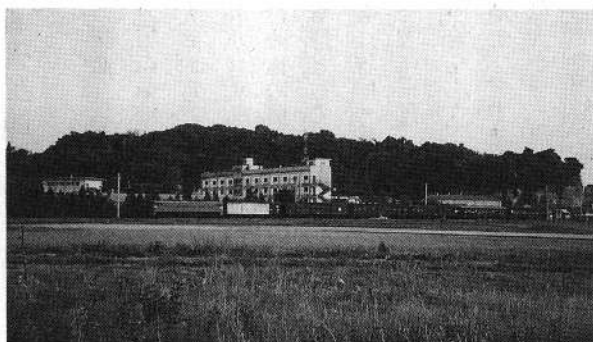


写真 2-1 鼻連山

し、橘木城を守る重久篤兼と対峙したのである。篤兼は橘木城東城の吉水で南朝軍と合戦し、天險を利して防戦に努めた。

翌年三月、肝付

兼重・野辺盛忠・渋谷一族の吉岡孫

次郎入道らは、西

光寺の衆徒覚乗の

拠る日当山城を急

襲してこれを奪い

取った。目の前の防御拠点を失った篤兼は、その奪回を図って守護代の森行重らと共にこれに向かった。その四日後の三月十八日、鼻連山に布陣していた兼重方の南朝連合軍は、築瀬左衛門太郎の宅を襲って火を放った。このときも重久篤兼の軍勢は橘木城・姫木城・荒瀬から援軍を繰り出し、南朝軍を鼻連山に追い返している。

次いで同年三月二十日、兼重軍は再び数百騎で橘木城に押し寄せたが、篤兼・森行重らは姫木崎でこれを防いだ。篤兼以下の将兵は多く手傷を負ったが、両軍勝敗を決せず退いている。今に残る橘木城の天險は難攻不落であつたことを物語っている。

これら一連の戦いについては、次の「旧記雑録」所載の「重久篤兼軍忠状」^(補説4)にみる事ができる。

〔重久篤兼軍忠状〕⁽⁶⁾

大隅国重久孫八藤原篤兼軍忠の事

一 去年十一月廿九日、肝付八郎兼重・野辺孫七盛忠並びに薩州谷山郡司・鹿兒島郡司・大隅助三郎・知覧郡司以下凶徒等、数千騎を率ひ、郡田・清水寺・鼻連山に向かひ城を取り、御方の城橘木に押し寄するの間、吉水に出逢ひ、散々の合戦を致すに依り、若党等数輩疵を被り訖んぬ、

一 今年三月十四日夜、兼重、盛忠の党類、並びに渋谷吉岡孫次郎入道以下の凶徒等、西光寺衆徒覚乘法眼の城（日当山）を押し取り、彼の城に楯籠るの間、同十五日、当国守護御代官森三郎次郎行重並びに地頭御家人相共に当城（日当山）に押し寄せ、散々に合戦し畢んぬ、

一同十八日、兼重・盛忠並びに薩州凶徒等、数百騎を率

ひ、鼻連山に向かひ城を取り、築瀬左衛門太郎が本宅に押し寄せ、焼き拂ふの間、御方の城（橘木・荒瀬）の軍勢相共に懸け出し散々の合戦を致し、即ち凶徒等を鼻連山に追ひ籠め畢んぬ、

一同廿日、兼重・盛忠並びに薩州凶徒等、数百騎を率ひ橘木城に押し寄するの間、当国守護御代官森三郎次郎行重並びに地頭御家人相共に姫木崎に出逢ひ、数回懸け逢ひ合戦を致し、篤兼先を懸け、凶徒等を追ひ落とし、随つて自身疵を被り畢んぬ、

右、合戦軍忠の次第、守護御代官森三郎次郎行重見知り畢んぬ、然れば早く御注進を經られ、恩賞に浴し、向後の弓箭の勇を成さしめんが為、粗言上件（あらあら）の如し、

建武五年三月廿三日

藤原篤兼

承了（花押）

さらに重久禮仁著『重久家の伝説』には篤兼について次の一文がある。

「重久篤兼の怪力」

篤兼は島津貞久に協力して、島津氏の勢力拡大には大いに功績のあった人物である。ある時戦陣で味方の手勢の不利の報告を受けたとき、持っていた茶わんを無念のあまり片手で握りしめて割ってしまったそうである。いささか誇張

された話と思うが、恐れ入った強力と言うほかはあるまい。

以上のように国分・隼人地区一帯は、南北朝兩軍による血みどろの戦いが展開された古戦場なのである（橘木城・姫木城については下巻第六編、第一章「城跡」参照）。

（補説4）軍忠状とは、中世、武士が戦闘に参加して、軍忠を尽くした状況や自分自身や従者の負傷・戦死などを自軍の大将や奉行所に上申する文書。提出ののち証判（「承了（花押）」）をもらい、後日の恩賞の証拠とした。

三州の地は三つ 暦応三年（興国元年（一二四〇））、巴の争乱の場 京都から帰国した島津貞久は、三州における南朝勢力の一掃に乗り出した。

一方、康永元年（興国三年（一二四二））、征西將軍懷良親王は海路薩摩に入り、谷山隆信の谷山城に拠って三条泰季や南朝方諸豪族と共に貞久軍と対峙した。貞和三年（正平二年（一三四七））六月、貞久の守る東福寺城（現鹿児島市清水町）を挟んで激戦が展開されたが、ついに勝敗は決しなかった。この戦いに国分の豪族重久篤兼も貞久方として参戦している。

さらに貞和五年（正平四年（一三四九））、足利直冬（足利尊氏の庶長子、尊氏の弟直義の養子）が肥後国で挙兵し、次いで正平六年（一三五二）に九州探題となるに及んで九州における直冬の勢力が増大し、南北両派いづれにも属さない直冬党（佐殿方）が出現、日向国守護職となっていた畠山直顕もこれに応じた。

ここに至って三州の地は宮方（懐良親王・三条泰季・肝付兼重・楡井頼仲ら）、武家方（島津貞久・師久・氏久ら）、佐殿方（足利直冬・畠山直顕ら）の三派の勢力争いの場となり、三つ巴の争乱に明け暮れることになったのである。

「旧記雑録」前編に、このころの島津方と佐殿方の陣営に属する者の名として次のように記してある。

〔大隅国島津方の陣営〕

平山左京亮 加治木中務入道
池袋弥五郎 同弥六
木房太郎 同三郎二郎
築瀬左衛門太郎 小田次郎
同平四郎 別府次郎兵衛尉
菱刈平良彦太郎一族 同重富藤平今者打死跡輩

牧右衛門次郎入道

栗野郡司

鎌田藤内兵衛尉

床並宮内左衛門尉

〔大隅国佐殿方の陣営〕⁽⁸⁾

税所介一族

加治木彦次郎一族

祢寝郡司一族

修理所弥太郎一族

姫木郡司一族

羽月孫太郎一族

小川郡司一族

蒲生彦太郎一族

小浜十郎一族

敷根村預所

廻村預所

肝付八郎兼重今者死去跡輩一族

末次六郎入道今者死去跡輩同一族

渡辺孫太郎一族

野辺孫七盛忠今者死去跡輩同一族

正八幡宮先社務

平山因幡前司入道一族

弥勒寺執当房道慶

同舍第九郎左衛門尉

同舍第十郎三郎

正八幡宮神官所司分

杉五郎

東郷藤左衛門入道

同荒瀬九郎

吉田左近藏人清忠但清忠参干御方云々

宮方・武家方 観応二年（文和元年）正平六（七年）の恩賞合戦（一三五二）より以降、尊氏派

（南朝）と直義派（北朝）は、薩隅諸士に対して競って恩賞を行った。恩賞物は自己所有の領地や没収した領地などで、諸豪族の士気を鼓舞する一方、その勧誘に努め

た。

直冬は観応三年（一三五二）四月に野辺野五政武に大隅国曾於河村の地頭職と郡田村小地頭職を与えている。

〔足利直冬下文〕⁽⁹⁾

下す 野辺野五政武

早く大隅国曾於河村十一町（島津上総入道跡）地頭職・

同国郡田村小地頭職二十町（惣検校入道跡）を領知せし

むべき事、

右の人、勲功の賞として、宛行^{あたが}う所なり者^{てへれば}、先例を守り、

沙汰を致すべきの状件の如し、

観応三年四月廿九日

源朝臣（花押）

島津・畠山軍の攻防

日向の畠山直頭の勢力が強化され、大隅進出をうかがうように

なると、島津氏はこれを排除しようとして畠山氏と対立することになった。観応三年（一三五二）正平七年（一三五二）のころ、島津貞久は直頭との對抗上、懷良親王の令旨^{りようし}を奉じ、その子氏久をして大隅に進入させ、隈元城・栗野北里城をおとし入れた。次の文書は、畠山直頭が税所氏の

一族である姫木弥四郎にあてた軍勢催促状である。同様の文書を姫木五郎四郎と姫木十郎にも出している。このことから畠山直頭が島津勢に対抗するため、軍備拡張に大わらわであつたことがうかがい知れる。

〔畠山直頭書下〕⁽¹⁰⁾（軍勢催促状）

島津上総入道鑑肥^{（薩摩国凶徒並びに）}後宮令旨を以て、薩摩国凶徒並びに

所々の悪党等を引率し、大隅国隈本城・栗野北里城を逐^{おそ}ひ

落すの間、退治せんが為に発向する所なり、用意を致し、

軍忠を抽^{ぬき}んづべきの状、件の如し、

観応三年七月一日

修理亮（花押）

姫木弥四郎殿

畠山直頭は観応三年七月二十日、調所・姫木の諸氏を招き、また子の宗泰を大隅・国分方面へつかわした。肝付・楡井・税所介などの大隅諸豪族が畠山軍の傘下に入つたため大隅の大半は直頭の勢力下となり、宗泰は日向・大隅の大軍を率いて氏久と戦つた。

文和元年（一三五二）正平七年（一三五二）、氏久は対立していた税所氏の居城である橘木城を攻めたが、城兵はよく防戦したのでついに城を落とすことができず退いている。

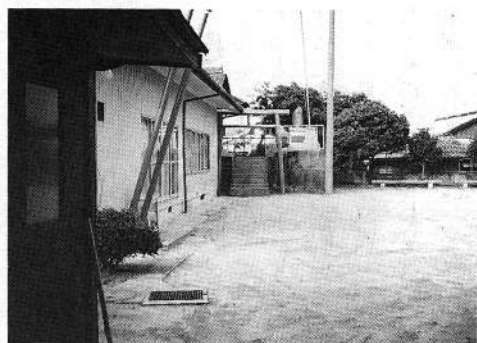


写真2-1 志布志陣跡

志布志城主の楡井頼仲はこのとき税所方に荷担したが、国分市新町南端の保育園近くにその頼仲の陣地跡といわれる志布志陣跡がある。

このときのこと

を『西藩野史』(巻之三)は「文和元

年壬辰秋七月楡井頼仲乱に乗じて隅州を侵す。税所助是に与す。氏久公逆へ戦て利あらず。鹿児島に退く」と記している。島津勢は交戦二か月で敗北し、氏久は血路をひらいて鹿児島に帰ったのである。

こうして税所介・姫木郡司・小河郡司をはじめ多くの豪族が畠山直顕に与し、大隅の地は畠山氏の制するところとなり、その勢いは国分・加治木方面にまで及んだ。

その後延文二年(正平十二年(一三五七)、再び宮方に降っていた島津氏久は、宮方の三条泰季に従って、直

顕の支城である加治木の岩屋城と帖佐の萩原城を攻めた。直顕は同年三月、台明寺衆徒に対し凶徒退治の祈禱を速やかに行うよう命じていることが台明寺文書にみえている。

一方、氏久は直顕の麾下にあつた姫木弥四郎や姫木又次郎に対し、味方につくよう軍勢催促状を出している。

(島津氏久書下)⁽¹²⁾(軍勢催促状)

御方に参り忠節を致さるれば、本領の事、相違あるべからざるの状件の如し、

(三五五)
正平十三年十月廿日

修理亮氏久(花押)

姫木弥四郎入道殿

同様の文書を姫木又次郎あてに同年十一月九日に出し、次いで二年後には姫木弥四郎へ安堵状を与えている。

(島津氏久書下)⁽¹³⁾(安堵状)

大隅国桑西郷内鏡原三段の事、由緒ありと云々、凶徒知行分に於ては、兵糧料所として、領掌相違有るべからざるなり、若し又子細あらば、其の沙汰あるべきの状件の如し、

(三六〇)
延文五年二月十八日 修理亮氏久(花押)

(三七)
目弥四郎入道殿



写真 2-3 姫木城

岩屋城の戦いで打撃を受けた直顯はしだいにその力を失い、志布志松尾城の戦いにも敗れて櫛間^{くしま}に退き、さらに飢^お肥^びに逃げ、伊東氏を頼ったが成らず、本拠地の穆佐^{むさ}院（宮崎市の西方）に拠った。その後宮方の菊池武光の攻撃を受け、没落するに至ったのである。

これより先、中央において足利直義は兄尊氏によって

倒され、このため

直冬の勢力は急激

に衰え、文和元年

（正平七年）（一三

五二）、直冬は中

国地方に走って再

挙を図ったが成ら

ず、ついに南朝へ

降っている。畠山

直顯・足利直冬の

没落により、三州

の地は島津氏に敵

対する者は影を潜

め、島津氏の三州

経営は大きく前進するのである。この後島津氏久は再び武家方となった。

姫木城・清 永和三年（一三七七）、島津

水城の戦い 氏久は本田氏親をして隅州長尾城（現国

分市敷根）を攻め落とさせ、次いで今川了俊側に荷担し

ていた税所氏^{きよすけ}が守る姫木城と清水城の攻略に向かった。

このときのことを伊知地季安は『国分正興寺仁王之私考』の中で述べているが、意識すると次のとおりである。

「このころは姫木城を中心に税所氏が尚健在であり、求摩^{くま}の相良前頼も勢力を有し、八代芦北・真幸・庄内・野々美谷（北諸県）までをその領分としており、税所氏と連繫を保ち、島津氏久討滅に協力したものと察せられる。氏久討滅は今川了俊の指令によるもので、姫木氏（税所一族）の勢力が強かったことは、これらの関係もあつたからであろう」

氏久は姫木城と指呼^{さしこ}の間にある正八幡宮東の正興寺の上の咲隈^{さくま}（笑隈^{しょうま}）に三年間陣し、攻略の機会をうかがっていた。言い伝えによると氏久は姫木城を取り囲み、兵糧や飲料水がなくなるのを待ち降伏を期待したが、城兵

は馬の背中から水を浴びせて洗うところを氏久方に見せつけ、意気盛んなことを誇示したという。城中には清水の湧く所があり、観音水といって今も湧水が絶えない。また城中には数町の田畑があり、食糧も自給することができ、周囲は絶壁で古来守るに最適の城であったため、島津氏も容易には攻略できなかったという。

『山田聖栄自記』にはこのときの戦いの様子が次のように述べられている。

氏久御代に税所方、求摩の相良取合せ、曾於郡に馳越、不断守護に敵たるに依て大隅之わつらひ是也、社家嶋津殿へ他事無きに依て、正宮之上咲隈に陣を構、三年御座有て、（永享二年九月末、改元、應永三年）姫城之城責め落、守護代として本田親治・氏親父子差し置かれ、其後清水を攻落、御持候処、湯峰にて合戦有て税所子息討死す、味方にも御内の瀬戸口打死す、

なお、このときの戦いにおける碓山左衛門（金吾）の「金吾石」の伝説が今に残っている（第七編第六章「伝説と民話」参照）。

（補説5） 咲隈は隼人町内木房踏切上一帯。

（補説6） 湯峰は姫城山野集落の山。

第四節 本田氏

本田氏の出自

本田氏は鎌倉・南北朝・室町時代を通じて島津氏の被官（守護大名等に仕えた家臣）として活躍した。武蔵国（東京都・埼玉県・神奈川県の一部）本田郷の出で、畠山氏の縁族といわれている。

本田氏初代の親恒は、酒匂氏らと共に島津忠久の入薩に随って下向し、土着したとも伝えられている。親恒は文治二年（一一八六）、忠久に先立つて先発隊として薩摩の山門院木牟礼城（高尾野町）に入った。そして忠久の支配を拒否していた在地豪族と戦い、戦乱をしずめた上で忠久の入国を迎えたという（忠久の薩摩入国には諸説がある。第一章第二節「島津氏の入国」参照）。

その後親恒は山門院一带の代官を務め、以後、貞親以下代々同地方一帯の地頭代を務めたといわれている。

本田氏一族は、南北朝期以降は大隅国守護代となり、軍奉行の要職にあつた。代々小川院清水城（国分市）に拠り、権勢を誇った。次に、南北朝期以降の本田氏の

主要人物について、簡略に述べる。

〔補説7〕 ①中世、主君の代理として事に当たった者。守

護代（守護代官）・地頭代（地頭代官）をいう。

②中世、荘官のもとで荘園管理などの職務を代行した者。預所・請所・下司代など。

本田重親と 永和三年（天授三年（一三七七）、都城

養原の戦い の北郷氏・樺山氏（共に都城の島津氏一

族）は、北朝側の大軍に攻め込まれた。島津氏久は一族

の危急を救うため、わずか八百余人の手勢を引き連れて

志布志から都城へ進み、現在の都城五十市^{いそいち}の養原^{みのはら}一帯で

戦った。このとき氏久は手勢を三隊に分け、新納実久の

一隊を月一揆^{いっき}、本田重親の一隊を杉一揆、氏久の一隊を

小一揆と名づけ、決死の勢いで敵に当たったという。島

津氏が軍を三手に分ける戦法の最初の戦いであつたとい

われている。本田重親はこの戦いで戦死したが、この戦

いに勝つたことによって、島津氏は三州統一への端緒を

つかんだといえる。

「称名基誌備考^{しやうめいし}」は本田重親について次のように記している。

重親、齡岳公（島津六代氏久）に仕て執事となり世子恕翁

公（島津七代元久）の伝たり、応安六年公に従て都城の後

攻をし、二月中旬天ヶ峯の御陣にて公既に謀を定られし

後、世子に告給^{つげ}ひけるは、此度の合戦衆寡不偶にして勝敗

未知^{いまだ}なるへからず。汝急き志布志に帰り衆を撫て兵を強ふし

寡人（大名の自称）若し勝すして没せは、汝其れ賊を滅し

仇を報ひ必らず恨を忘る^{（おぼし）}事勿れ。時に世子御年僅に十

一、対へ給ふは口惜き仰哉、從令余所に候共馳参るへし、

是迄御側に侍りて、既に一戦の期に臨み、いかて御暇申す

へき、他日人々我を其れ何とか申さん、免し給へと仰せけ

るに、其れは士卒の嗜^{たしなむ}なり、大将たる者は然らず、たとへ

躬^{（み）}単騎になるとも、性命を全ふし本意^{（ほんい）}を遂こそ肝要なれ、

況や汝は寡人の一息、国をもしらせたきにと仰ければ、世

子も是非なく服し給へり。従軍何れも御父子の情を察し奉

り皆々鎧の袖を湿しける時、重親は殊に世子の御守役に

て、一入情に堪へかたく、弟本田二郎氏親を近づけ、我は

必ず討死す、汝は生て世子に事^{（つか）}へ必忠勤をいたすへし、他

日極めて名将になり給はんと誠めたり、斯て重親は杉一揆

の大將に選ばれ、御内の衆を統領し、三月三日の戦ひに養

原に討死す。

また、重親の弟氏親については次のように記してい

初二郎と称す、重親の弟なり、或は甥とも見ゆ、齡岳公、探題今川了俊に朝し給ふ時、恒例にて御太刀の役とし比類なき忠功あり。大隅の姫木・清水陥給ふ時氏親勲功多し、

「比類なき忠功」とは、次のことを意味する。

永和元年（天授元年）（一三七五）九州探題の今川了俊より島津・大友・少貳の三氏は九州の警護役なのに探題職に疎遠であるのは適当でない、ぜひ出かけてくるようにと、たびたびの催促があつた。了俊の誘いを疑っている家臣一同は島津氏久をとどめたが、氏久は行かねば武門の名を落とすとして、わずかの手勢を連れ武装もせず、肥後国水島の陣屋で了俊と会見した。しかしこれはやはり今川了俊の計画で、少貳冬資は謀殺された。氏久は本田氏親らの働きにより危うくその難を脱して帰国することができた。九州諸国の武士から島津はよい家臣を持つてしていると賞賛され、大いに面目をほどこしたという。

総州家・奥州家の 島津五代貞久のあとを継いで、対立と本田忠親の叛 三子の師久は薩摩の守護職に、四子の氏久は大隅の守護職になった。師久の系統は師久

が上総介であつたのでこれを総州家と呼び、氏久の系統は氏久が陸奥守であつたところからこれを奥州家と呼んだ。はじめ両者は協力して行動していたが、南北朝時代の終わりごろから対立するようになり、奥州家が優位に立つことになる。「西藩野史」はそのころの様子を「此時国中大に乱れ此年軍に勞す」と記している。

嘉慶元年（元中四年）（一三八七）、氏久はその死に臨んで、家老の本田忠親に対して両島津家の和睦のことを重ねて言い残した。しかし氏久のあとを継いだ元久は、和睦の一助としてせっかく迎えていた養嗣子の久照（総州家）と不仲になり、ついに義絶してしまった。忠親は強く元久に諫言したがいれられず、やむなく元久の許を去つて逆に久照側に立つに至つた。忠親は応永八年（一四〇一）、久照を擁して日向の福島から志布志城を攻めたが、戦い利あらず退陣した。元久は本田氏のそれまでの勲功を思いやつて、忠親の子元親を清水城主とした。このときの様子について「西藩野史」（巻之五）は次のように記している。

本田信濃守忠親、開国より以来世々国老の職に任ず。此時故有て日州に走りて叛く、又三郎久照を立て主とし、軍を

発し志布志を侵す、新納越後守実久（志布志の主）犬馬場に出て川を隔て戦ふ、実久先渡して忠親を破る、忠親のがれて隅州に帰る、

（中略）

忠親隅州に帰て故旧を誘ふ、廻伊豆守（隅州廻の主）これに应ず、相共に横川を侵す、横川氏奮戦し伊豆守及び忠親が族数人を殺す、二氏の軍大に潰ゆ、忠親身僅に免かれて他邦に走る、元久公忠親が兄（後信濃守元親と称す国老に任ず）及び其族臣を召て曰、忠親が罪至て重しといへども、すでに亡命して去る、本田氏の国家に勲勞ある、重親（忠親が父）か難に死する亦忘るへからず、ゆへに兄を清水に封ず、族臣等恩を謝し兄を奉して清水に帰る。

なお、本田久兼及び本田氏親については第三節「国分地方の争乱」にも記述した。

〔注〕

（1）『鹿児島県史料』「旧記雑録」前編一卷一七No.163
1。

（2）（1）に同じ、No.1633。

（3）（1）に同じ、No.1634。

（4）（1）に同じ、No.1664。

- （5）（1）に同じ、No.1704。
- （6）（1）に同じ、卷二〇No.2010。
- （7）（1）に同じ、卷二四No.2498。
- （8）（1）に同じ、卷二四No.2499。
- （9）（1）に同じ、卷二三No.2422。
- （10）（1）に同じ、卷二三No.2431。
- （11）『鹿児島県史料』「旧記雑録」前編二卷二六No.6。
- （12）（11）に同じ、卷二六No.43。
- （13）（11）に同じ、卷二六No.70。

第三章 室町時代

第一節 室町時代のようす

室町幕府は足利尊氏が建武三年（一三三六）、京都に開設した武家政権で、尊氏は暦応元年（一三三八）、北朝から征夷大將軍に任ぜられ、これによって名実共に室町幕府が成立した。はじめ南北朝の対立、観応の擾乱などで政権は不安定であったが、三代將軍義満のときに南北朝合一が実現し（明德三年＝一三九二）、幕府権力は安定期に入った。しかし義満の死後は幕政が動揺し、八代將軍義政の代に有力守護大名の細川勝元と山名宗全が対立し、応仁元年（一四六七）の乱で京都の町は焦土と化し、幕府の支配体制は弱体化し、弱肉強食、下剋上のいわゆる戦国時代へと突入していくのである。

各地の守護大名や有力武士は権力闘争を繰り返し、や

がてしだいに強大な大名権力に淘汰され、戦国大名が出現し、領国（分国）を形成支配していくのである。

こうして天正元年（一五七三）、尾張の戦国大名織田信長によって十五代將軍義昭が追放され、室町幕府は滅んだ。

この時代、島津氏にも内憂外患が次から次へと襲ってきている。島津第五代貞久は子の師久・氏久をそれぞれ薩摩国守護（総州家）・大隅国守護（奥州家）に任じ、貞治二年＝正平十八年（一三六三）に没した。総州家・奥州家はその後不和となり、応永七、八年（一四〇〇、〇一）のころから対立を続け、総州家の師久の子伊久と奥州家の氏久の子元久の争い、元久の弟久豊と総州家と結んだ伊集院頼久との争い（応永十八年＝一四一一）へと発展していく。その後総州家は、伊久の曾孫久林が永享二年（一四三〇）、久豊の子忠国によって日向真幸院徳満城で攻め滅ばされるのである。

○八〇二六）は、のちに島津氏の暗黒時代と呼ばれたほどであった。しかし反面、薩南学派の祖桂庵玄樹の入薩や、画家高城秋月・連歌師珠全の来往など、文運の興った時代であつたことも無視してはならない。

その後、島津忠良（日新齋）とその子の十五代貴久は島津実久と抗争（大永七年〜天文八年＝一五二七〜三九）を始め、各地の豪族の抵抗を押さえて永祿九年（一五六六）、守護職を義久に譲つた。



義久・二弟義弘・三弟歳久・末弟家久は、そろって知勇兼備の名将とうたわれ、力を合わせて敵対するものを一掃し、三州統一を成し遂げたのである。

後顧の憂いのなくなった義久は、念願の近隣諸国の制圧に向かった。元龜三年（一五七二）、木崎原の戦いで日向の伊東氏を倒したのち、肥後・肥前・筑後・筑前を押さえ、天正十四年（一五六六）、豊後の大友氏を下した。ここに島津氏は九州全土のうち八州を制圧し、最盛期を迎えたのである。

しかし天正十五年（一五八七）、豊臣秀吉による九州征討の大軍の前に屈服を余儀なくされ、九州全土制圧の夢は破れ、秀吉の命により薩隅日の旧領のみを安堵されたのである。

第二節 戦国時代の争乱と国分

応仁の乱から続く戦国時代、始良郡・国分市一帯では、清水城主の本田氏・帖佐平山城主・重富村岩剣城主の祁答院氏・蒲生城主の蒲生氏・加治木城主の肝付氏などが勢力を振るっており、これに薩摩国の渋谷氏・菱刈

氏、肥後の相良氏などが加わり、島津氏に対して離合集散を繰り返し、干戈の絶える間がなかった。

国久・季久・清水などを攻む 文明七年（一四七五）のころ、真幸院

松・野尻・横川・栗野一帯を領して勢力を誇っていた。

かねて不和であった隣国の肥後求磨の相良為統と争いが生じたとき、島津国久・季久（八代久豊の子）は相良氏を援助しようとしたが、その策は十一代忠昌に容れられなかった。そこで文明七年、国久・季久は忠昌に背いて大隅宮内・敷根・清水を攻め、国分平野は血なまぐさい戦場となったのである。このとき島津豊久（久豊の子）・菱刈氏・平山氏（帖佐）らも国久側に付き、その勢いは強く一時は鹿兒島も危うくなるほどであった。その後伊作久逸らの働きによって国久は降伏した。

しかし国久・季久はその年の九月、相良為統の援助を受けて再び兵を興し、文明九年（一四七七）正月には、加治木にあった季久の子満久は宮内（現隼人町）に入つて、桑幡氏と正興寺を侵した。その後季久は吉田を、その一軍は比志島城を囲んだが、四月十六日国久・季久が忠昌に降つてこの乱はやっと終わった。

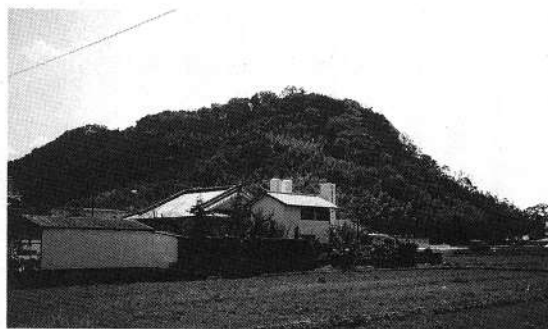


写真3-1 上井城をのぞむ

※文明十五年（一四八三）、曾於郡城（橘木城・国分市重久）にあった税所新助は、宿敵の島津忠廉を帖佐城に襲ったが敗れ、これより税所一族は衰退の道をたどっていった（第三節「税所氏のその後」参照、城跡は下巻第六編第十六章「参照」）。

島津忠廉、文明十七年（一四八五）三月、帖佐城上井城を攻む 主の島津忠廉は上井城（現国分市）を

攻めた。忠廉は城を包囲し、城へ通ずる水源を絶つて城兵を苦しめたため、守將は城を捨てて逃げ去った。報によつて島津国久・同忠福・北郷敏久・樺山長久・平田兼宗らの兵が救援のため敷根まで駆けつけたが、城はすでに落ちたと聞いて引き返している。

このときの戦いの様子は「旧記雜録」に次のように記されている。

文明十七年三月三日、加治木右衛門佑忠敏・吉田尾張守・本田又左衛門尉・正八幡社家、同心して陳を上井に構ふ、故に後圍ひとして、薩摩守重久（と稱す）・出羽守久遠・北郷讃岐守・樺山安芸守・平田美濃守其外日州の面々敷根に着陣す、同五日、將に城の四面に攻め登らんとす、城衆も亦筋力を尽くし相戦ふ、其の間隙を窺ひ城の水路を取らんと欲す、城衆防戦して火を散らす、時に本田弥左衛門尉・隈本五郎三郎・菱刈右京亮討ち殺されて陣方に引き退く、爰に日置助四郎・同助六・柏原源右衛門尉、其外若武者等、防禦の軍勢を城裏に追ひ入れ、終に水路を取り警固せしむ、故に上井城同十六日降参せしむる者也、今に於ては後攻めの軍勢も亦益無し、故に悉く陣を開かしめ畢んぬ。

曾於郡城の攻防 永正十六年（一五一九）、島津勝久

（忠廉）の襲封以来、国内の争乱は一層その激しさを増した。すなわち同年十一月二十七日、伊集院尾張守為長は重久（現国分市）の曾於郡城（橘木城）に拠つて背き、十二月八日には新納忠武もこれに応じて同城に立てこもった。

勝久は肝付兼演らに曾於郡城の攻略を命じた。一年後の永正十七年十二月に勝久の軍が曾於郡城を攻め、伊集院尾張守は降伏した。⁽⁴⁾

大永六年（一五二六）五月、都城にある北郷忠相（都城島津氏の一流）は、本田家の内紛に乗じて本田親尚の拠る曾於郡城（橘木城）を陥れている（詳細は第四節「本田氏のその後」参照）。

清水城主本田董親は、十六世紀のはじめごろ隅州北部の大半をその勢力下に置き、専横の振る舞いが多かった。大永七年（一五二七）、董親は自分に反対する正八幡の神官を襲い、社殿に火を放ち、乱暴の限りを尽くした（詳細は第四節「本田氏のその後」参照）。

春山原の戦い

享祿二年（一五二九）十一月、本田親尚はかねてから不仲であった北郷忠相に対し、大隅の春山原（国分市重久）で戦いを挑んだ。しかし豪勇の名の聞こえた忠相の軍により、本田氏の士卒五十余人が討ち取られて敗れた。

翌年、本田兼親は祁答院氏の助けを受け、曾於郡城の回復を図って地頭の北郷久利を攻め、久利は防ぐことができず都城へ敗走した。そこで北郷忠相が乗り出して曾

於郡城の西城を囲んだが、清水からの本田氏の援軍の攻撃を受け、城を落とすことを断念して引き退いている。以後、両氏はなおこの地の争奪をめぐって争った。⁽⁵⁾

生別府城の攻防

天文十年（一五四一）十二月、島津忠広・北郷忠相・本田董親（清水城主）・肝付兼演・禰寝・蒲生・伊地知・廻・敷根・上井・入来院・東郷・祁答院の一三氏が連合して、島津忠良の部将樺山幸久が守る生別府城（現隼人町長浜）を攻めた。島津方の部将伊集院忠朗は、島津貴久の命を受けて鹿児島・谷山の兵を引き連れ、生別府城の救援に赴いている。

翌年三月、島津忠良・貴久は大隅の鎮圧を企図し、北原祐兼と結んで生別府の樺山幸久と会し、祐兼と共にまづ加治木を攻略すべく吉原に陣を敷いた。しかし祐兼は吉原の貴久と会って帰陣の途次、加治木の兵の奇襲にあつてあえなく命を落とした。友軍を失った貴久はやむなく軍を返し、本田董親の請求に応じて生別府の地を与えた。次いで小浜・努久美田（野久美田）・西郷・小田（以上隼人町）・日木山（加治木町）など四四町の地を董親に与えて懐柔した。その後天文十四年（一五四五）

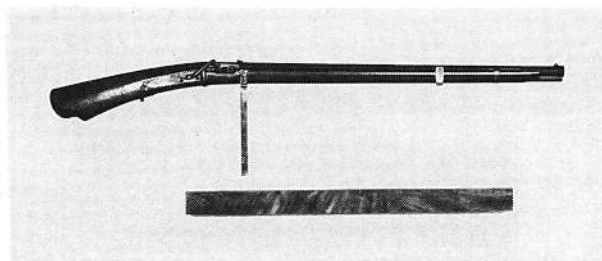


写真3-2 ポルトガル初伝来種子島銃〔種子島時邦氏所有〕

には大隅の東郷・牛禰（牛根）・辺田・二川・境など合
わせて二四町を重親に与えている。

これに対して重親は島津氏の厚遇を受けながらもその
旗色を明確にせず、所領の増大に伴いしだいにおごりた
かぶり、横暴な振る舞いが目立ち、無実の罪の家臣を殺
すなど恨みを買うことが多くなつた。

これらのことが因となつて天文十七年（一五四
八）、大隅清水の擾乱が生じ、重親討伐の軍が組織
されるのである。その攻撃を防ぐことができず、重親
は清水城を捨てて庄内へ逃れ、これ以後本田氏の勢力
は衰退の一途をたどつていったのである（詳細は第
四節「本田氏のその後」参照）。

岩剣城の戦い

戦国の世
のまつた

だ中の天文十二年（一五四三）八月、中国の寧波へ向かうポルトガル人二人を乗せた船が、台風のため種子島の南端西之村の門倉岬に漂着した。ヨーロッパ人が日本に來たはじめてである。西之村の里長の織部丞が船客の儒生の五峯と砂上で筆問筆答をし、赤尾木（西之表）に回航させた。島主の種子島時堯はポルトガル人が持つ鉄炮の威力に着目し、二〇〇〇金の大金を払って二挺を手に入れ、その使用法と製法を家臣に学ばせた。

この鉄炮は火縄銃で、種子島に最初に伝わったので「種子島」と呼ばれ、戦国武将は争って手に入れることに努めたという。その結果戦法が個人戦から集団戦になり、城のつくり方も変わった。特に天正三年（一五七五）、織田信長の鉄砲隊が、最強といわれていた武田方の騎馬隊を撃ち破った長篠の戦いは、鉄砲を本格的に実戦に用いた最初の戦いとして有名である。

しかし、これより二十余年も早く、岩剣城（始良郡始良町平松）の合戦で、島津忠将（貴久の弟）が島津勢として初めて鉄砲を用いていたのである。

すなわち、天文年間（一五三二〜五五）のころの始良郡の有力豪族として、清水城の本田氏（のち島津忠将が

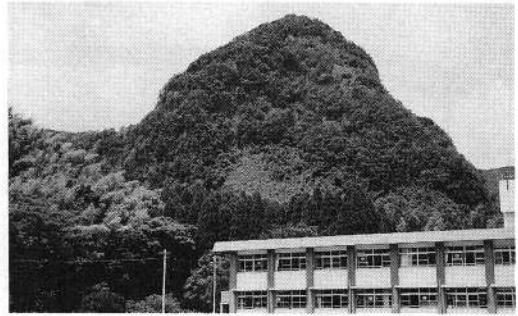


写真3-3 岩剣城址をのぞむ

城主・加治木城の
肝付氏・平山（帖
佐）城、岩剣（重
富）城の祁答院氏・
蒲生城の蒲生氏など
がおり、これに渋谷
氏（薩摩）・相良氏
（球磨）・菱刈氏
（伊佐・大口）など
の勢力がからんで、
戦乱の絶えることは
なかった。

天文二十三年（一五五四）、加治木城・蒲生城・岩剣城をめぐる一連の大隅西部合戦で、島津貴久は一族の総力を結集して祁答院良重・入来院重朝・蒲生範清らと激戦を展開した。このとき清水の城主島津忠将は清水・姫木・宮内などの兵を率い、岩剣城の戦いで鉄砲を用いている。この合戦は弘治三年（一五五七）、範清が降伏してようやく終わった。⁽⁷⁾

このときの戦いの様子を『島津国史』（巻十七）は次

のように記している。

（天文二十三年九月）

十八日、忠将遣大隅士卒、乗船五十余艘、復撃帖佐、抵脇^{（いたり）}

元与鹿兒島兵会、発鳥銃擊敵軍、敵軍卻走、^{（しりぞき）}

（島津貴久）
（據大中公旧譜「岩剣御合戦記」）

岩剣城の合戦で島津軍が鉄砲を用いた戦いは、「旧記雑録」前編二所載の「貴久公御譜中」には、天文二十三年九月十四日・九月十八日・九月二十六日の記録があり、同じく「義弘公御譜中」には十月二日の記録がある。このことから少なくとも前後四回、島津軍が合戦に鉄砲を用いたことが知れよう。

黒川崎の戦い

天文十八年（一五四九）、加治木城主肝付兼演は、蒲生氏・渋谷氏と力を合

わせて、島津貴久に反旗を翻した。兼演は加治木の黒川崎に陣を構え、貴久軍と対峙した。このときの戦いの様子を「旧記雑録」前編二「貴久公御譜中」は大略次のように記している。

（約一〇マイル）

両陣相去ること一町に過ぎず、渋谷氏・蒲生氏また勢いを増して来る。而して日々羽箭飛び、鉄砲を発す。^{（矢）}^{（砲）}

この記事によると、天文二十三年（一五五四）の岩剣城の合戦における鉄砲使用より五年前に鉄砲が実戦に登

場していたことになる（鉄砲を用いたのは島津軍か、肝付軍か、あるいは両軍か、今のところはつきりしていない）。

しかし、このときの黒川崎の戦いを記した同様の内容の文書である「樺山善久入道玄佐譜中」「貴久公記」「荘内平治記」には「鉄砲を發す」の語は見当たらない。今のところ島津氏の鉄砲使用は、岩剣城の合戦が最初であるとされている。

廻城の戦い 島津氏と肝付氏は、南北朝のころは武家と島津忠将 方・宮方に分かれて激戦を重ねている。

室町時代に入っても、肝付氏は島津氏の三州平定の前に立ちふさがり強敵であった。

永祿四年（一五六一）、肝付の高山城にあった肝付兼統は島津氏と縁戚関係にあったが（さきに島津日新斎は自分の長女を兼統に嫁がせて縁戚関係を結んでいた）、積年の利害の対立はいかんともしがたく、家臣同士の衝突に端を発し、ついに全面的な武力抗争にまで至った。肝付軍は島津方の廻城（福山町）を急襲した。城主の廻兵部少輔元久は盲目の身であり、子の次郎四郎頼貞もまだ幼く、そのため城を捨てて逃れたという。

島津貴久は同年六月二十三日、弟の忠将（国分清水城主）と子の義久に命じて、廻城の肝付軍を攻めさせた。

兼統は伊地知重興と禰寝重長の助けを得て島津軍と対峙し、城の攻防は約二か月にも及んだ。貴久は義久と共に大塚（惣陣が丘）に布陣し、忠将は馬立に陣し、別動隊を竹原山に置いた。七月十二日未明、肝付軍は竹原山を攻撃、忠将が急ぎ救援に向かおうとしたとき、家老の町田加賀守忠林は伏兵のあることを恐れてとどまるよういさめたが、忠将は聞き入れず出陣した。案の定伏兵に取り囲まれ、従兵七十余人と共に奮戦したが力尽きて討ち死にした。貴久は忠将の死を聞いて大いに怒り、当たるべからざるの勢いで肝付軍を撃破し、兼統らは恒吉に敗走した。こうして島津・肝付氏はこの後も長く敵対関係（8）を続けていくのである。

忠将の戦死については『清水村史』の中に「楞嚴寺記録」がある。

此城（清水芦原山隈部城）ヲ日新公御二男右馬頭忠将公江御給り御居城シ玉フ、然ル処凶徒伴朝臣肝付河内守兼継入道省約、貴久公江相背キ隅州廻当分福山竹原躑躅壇於馬立陣及合戦、永祿四年辛酉七月十二日被遊御戦死、清水菩提

所楞嚴寺奉葬、法号心翁大安大居士ト奉称、殉討死七拾五人余、十一代現住近沢和尚寺記録ニ明白タリ（後略）

忠将の墓は、清水の楞嚴寺墓地（旧清水小学校北隣）に夫人の南君及び孫の彰久の墓と並んであったが、太平洋戦争中に米軍の爆撃で粉碎され、今は木の墓標があるのみである（忠将の墓については下巻第六編第一章「旧跡」参照）。なお忠将の墓は戦死の地である福山町馬立坂にもある。

肝付氏、「義久公譜中」⁽⁹⁾に次の文がある。

小村を襲う

元龜三年壬申正月十九日、肝付氏兵船数

多催し隅州小村に襲ひ来る、時に敵船一艘を捕へ得たり、而して岸良将監以下廿四人を斬首する者也、

忠将の戦死から約一〇年後の元龜三年（一五七二）、

肝付氏は宿敵島津氏を倒そうと、海路多数の兵船をもって国分小村海岸（現国分市広瀬）に押し寄せた。陸戦をさけて一気に国分平野を席捲しようとする肝付氏の奇襲戦法と推察される。上記の文によれば、敵将以下二四人を斬首したとあるから、島津軍の勝利に終わったものと思われる。

島津氏の三州 永祿九年（一五六六）から天正五年制圧と肥後合戦（一五七七）にかけて、島津義久は

弟の義弘・歳久・家久らと一心団体となつて、三州制圧の偉業を成し遂げた。後顧の憂いのなくなった島津氏は、ここに総力を挙げて九州制覇に向かつて動きだした。

そのころ九州には、日向の伊東氏・求磨の相良氏・豊後の大友氏・肥前の龍造寺氏などの有力武将が島津氏の前に立ちはだかつていた。

天正八年（一五八〇）、島津軍は水俣の相良義陽を伐つべく軍を三つの陣に分け、一番先陣は大将島津家久・征久のもとに三万一〇〇〇人、二番陣は大将島津忠平・朝久のもとに三万一〇〇〇人、本陣は太守島津義久・大将島津歳久・義虎のもとに五万三〇〇〇人、総軍勢一万五〇〇〇人の大軍で相良軍を攻め立てたのである。翌年、さしもの相良義陽も二子を人質として差し出し和降した。

「旧記雑録」⁽¹⁰⁾によれば、この戦いで一番先陣隊の中に、島津右馬頭征久、清水内物頭四人とある。物頭四人の氏名は記載されていないが、征久の所領清水から出陣した

ものと思われる。また国分市野口に供養塔のある伊集院下野守久治も、一番先陣隊の中に名を連ねている（下巻第六編第一章「旧跡」参照）。二番陣には協將の敷根藤左衛門頼元、内物頭一人とあり、上井伊勢守寛兼、山田新介有信の名もある。山田有信の供養塔は市内山崎墓地にある（下巻第六編第一章「旧跡」参照）。

なお、この二番陣に、「新城、町田周防介・清水、川上仲兵衛」の記録がある。島津義久が富隈城から国分新城へ移ったのは慶長九年（一六〇四）であり、それよりも二四年前に清水城から分離して、清水新城として地頭が置かれていたことを示している。さらに本陣中に「曾於郡御使衆、税所新介」の名があり、かつての税所氏の権勢も衰えていたことがうかがえる。

秀吉の征西と 島津側の動き 島津氏は木崎原の戦いで日向の伊東氏を破り、島原の決戦で肥前の龍造寺氏を降し、天正十四年（一五八六）のころには、全九州のほとんどをその手中に収め、まさに当たるべからざるの勢いであったのである。

しかし、当時天下はすでに豊臣秀吉の勢力下にあつ

た。天正十五年三月、秀吉の大軍は日向・肥後の二方面から三州攻略をめざして島津領に侵入してきた。このときの様子は「島津征久譜」⁽¹⁾に次のように記されている。

天正十五年丁亥春、大闇秀吉公大軍を率ひ征西す、其の声先づ豊後に振ふ、茲に於て義珍主及び家久諸將と胥議し、軍を率ひ帰国し、要害を守り防戦せんと欲し、帰路を両道に分く、（中略）
頃年征久清水を嫡子守右衛門彰久に譲り、上井（隅州）に移居す、
（このとより）

秀吉軍の九州進攻に呼応して、これまで島津軍に屈服を余儀なくされていた各地の豪族も、ことごとく反旗を翻した。ここに至つて義久は剃髪して龍伯と号し、天正十五年（一五八七）五月八日、川内の泰平寺に陣を構えていた秀吉に会い、和を請うたのである。

その後義久は文祿四年（一五九五）、富隈城（隼人町）へ移り住み、一〇年間居城ののち慶長九年（一六〇四）に国分新城（舞鶴城）へ移り、慶長十六年（一六一一）、七十九歳で波乱の一生を終わつた。

第三節 税所氏のその後

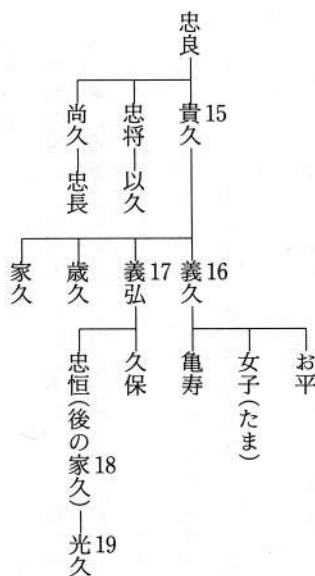


図3-2 島津氏略系図

税所氏は第一章第七節「税所氏」で述べたように、鎌倉時代、大隅国の在庁官人・国方御家人として、曾於郡郡司・満家院郡司・正八幡宮政所職・霧島神宮座主職・止上太宮司職などの要職を世襲し、曾於郡・小河院を拠点として大隅国一円に勢力を振るっていた。

南北朝時代、畠山氏と島津氏の三州制圧をめぐる戦いは熾烈さを増し、税所氏一族はおおむね畠山直頭方に属し、反島津党として現れる。しかし税所氏の支族である重久篤兼は島津貞久側につき、橘木城を守って隅州の雄

肝付兼重と戦い勇名を馳せている(第二章第三節「国分地方の争乱」参照)。

文和二年(一二三三)、島津氏久注進の敵味方交名によると、反島津派陣営の中に税所一族と姫木郡司一族の名がある。さらにこのころ税所一族である姫木氏に対し、島津・畠山の両陣営から、恩賞をちらつかせた軍勢催促状が数多くみられる(第二章第三節「国分地方の争乱」参照)。このことから、当時は税所氏及びその支族が曾於一帯に大きな勢力を持っていたものと思われる。

文安・文明のそれから約一〇〇年後、室町時代の文ころの税所氏 安・文明のころの税所氏の動向について史料を中心に述べる。

○文安四年丁卯(二四四七) 本田信濃守重恒(隅州清水を領す) 叛す 忠国公師を率い姫木城に至りこれを討たんとす 重恒救を税所氏(世々曾於郡を領す)に求む 税所氏本田と会し来て姫木を侵す、公突出してこれを破る(中略)公の軍進んで重恒を殺す、税所遁れ去る。

○文明八年丙申(一四七六)、島津国久・季久が島津忠昌に背き、大隅宮内・敷根・清水等を攻めたとき、税所某

も本田兼親らと共に国久・季久の党に加わっている。

○文明十五年癸卯(1471) 税所新助(世々隅州曾於郡を食む)隅

州帖佐城を襲う 城主島津修理亮忠廉突出してこれをう

ち破る 新助敗走す 忠廉奇計を運して其帰路を断つ

新助勢窮て降る 忠廉すすんで曾於郡を取る。

すなわち曾於郡城(橘木城)にあつて勢力の保持に努めていた税所氏は、文明十五年(二四八三)、精兵を引き連れて宿敵島津忠廉に戦いを挑み帖佐城を襲った。そしてこの敗戦により、四六〇年の長きにわたつて国分平野に栄えた税所氏は没落の道をたどるのである。『西藩野史』は、このときのことを「税所氏爰に至て初て落魄(らくはく)す」と述べている。

文亀二年(一五〇二)、税所氏の居城であつた曾於郡城で、島津十一代の忠昌が足利十一代義植(よしたね)の使者、一色兵部太夫を引見したというから、そのころには税所氏の勢力は完全に消滅してしまつていたものと思われる。

第四節 本田氏のその後

本田家の内紛と 大永二年(一五二二)、十四代島津曾於郡城の戦い 勝久は曾於郡を本田兼親に与えた。

一族の執政本田親尚はこれに不満をもち、勝久に働きかけて曾於郡を我が物とした。怒つた兼親は国分清水の隼人城に拠つて親尚と対立した。一方親尚は、樺山氏所領の小窪(おぼ)(大久保)・河北・白崎・持松などの土地を望み取つてこれに拠り、これと自己所領の横瀬・波留毛(はるけ)(春花)・餅田と交換させている。怒つた樺山信久(本田兼親の婿)は、生別府城を築き、兼親と連合して本田親尚に對した。

都城にある北郷忠相(都城島津氏の一流)は、かねてから国分平野に食指を動かしていたが、大永六年(一五二六)五月、本田家の内紛に乗じて曾於郡城を攻めた。このとき城中の本田氏家臣の中に忠相に内応する者があり、城門を開いて兵を引き入れたため城は容易に落ちたという。忠相は一族の次郎右衛門久利をしてこれを守らせた。⁽¹⁵⁾

享祿二年（一五二九）、春山原において本田親尚は北郷忠相と一戦を交えたが敗れた。翌年、本田兼親は曾於郡城（橋木城）の北郷久利を攻め、これを都城へ敗走させている（詳細については第二節「戦国時代の争乱と国分」参照）。

本田董親、正 本田氏は島津氏の忠臣として、南北朝八幡宮を焼く 期以降は大隅国守護代となり、小川院清水城（国分市）を本拠地としていた。

ところが本田氏の嫡流董親（本田氏略系図参照）は、清水城主として勢いに任せた高慢な振る舞いが多くなり、横暴の限りをつくすようになった。近郷の略奪などをほしきままにし、庶民の苦しみはその極に達していた。

このため多くの人々は難を逃れて助けを正八幡宮に求め、神官たちはこれらの人々と共に備えを固くして社殿に立てこもったのである。

大永七年（一五二七）十一月、董親は志布志城主の新納忠勝らと共に正八幡宮を襲っている。正八幡宮の神官である留守・桑幡・崎田・最勝寺の諸氏は八幡宝殿に拠つて防戦し、大隅国分の国衙の長調所恒房も援軍を率

いて駆け付けている。しかし董親軍の武力に抗することはできず、宝殿に火を放たれ、由緒ある建物も灰になってしまった。神官らは正八幡宮を出てそれぞれ逃げ落ち、調所恒房もやむなく神官の最勝寺氏と共に鹿児島に落ちのびたのである。

正八幡宮を押さえた董親は神宮領を我が物とし、その後二十余年にわたって神宮の祭事を自らの手で行っている。また正八幡宮の材木で私宅を造営するなどして、社殿の修復などは意に介する風ではなかったという。

このことについて調所恒房は「旧記雑録」の「調所恒房伝」⁽¹⁶⁾の中で、調所氏の祖恒親が国衙の役について以来、恒房に至るまでの五百三十余年にして、このような大乱に遭遇するのも時の運命かと嘆いている。

本田董親、 董親の暴逆は時を経るにつれてますます**庄内へ逃れる** すその度を増し、天文十七年（一五四八）一月から二月にかけて、罪のない家臣ら十余人を殺している。舅の本田因幡守らの諫言も全く耳に入らず、その悪行は募る一方であつたため、多くの家臣は董親のもとを去っていった。このときは「旧記雑録」の「貴久公御譜中」⁽¹⁷⁾に次のように記されている。

天文十七年戊申正月十七日、未だ犯罪有らずして伊地知又八郎を殺す、同年二月十日、本田又九郎を戮す、此の時に当り、彼此を屠殺する者十有余人、翅に此れのみならず、放辟邪侈為さざるは無きのみ、上守護を懼れず、下士民に恥じず、戯れに於て思はざるのみ、其の舅本田因幡守及び故旧の臣等、同意して志言志理昼夜諫訓す、宛ら私言を耳聾に語るが如し、故に各其の害する所を恐れ、同廿五日、共に俱に遁れ去る、

しかし董親はその所行を改めることなく、ますますおごりたかぶっていった。ここにおいてついに一族の本田実親は、本田親知(実親の甥)・島田民部と謀って、その年の三月、姫木城に拠って反旗を翻した。上井城主(国分市)の上井為秋もこれに荷担している。董親は大軍をもって姫城を攻めたがかえって敗れ、清水に引き退いている。この虚に乗じて北原兼守は日当山を陥れ、渋谷良重(帖佐城主)は生別府城(隼人町)を襲った。上井氏・敷根氏・廻氏も董親に敵対し、小村(国分市)・浜の市(隼人町)に火を放ち、焼きつくしたのである。

ここにおいて島津貴久・忠良(日新斎)は、正八幡宮の宮司らの救援の願いをいれ伊集院忠朗と樺山善久を遣

わした。忠朗・善久は咲隈城(笑隈城)に拠って生別府城を攻略、廻氏・敷根氏・上井氏は戦わずして島津氏の軍門に降ってきた。同年五月、忠朗は兵を進めて清水に向かい、城を陥れている。董親は戦うことの不利を悟り、北原兼守と共に降伏した。

このとき正八幡宮に進出していた島津忠良(日新斎)は、董親の罪を許し、その子親兼に以前と同じく清水を領知させた。

ところが董親父子はほどなくして再び反旗を翻した。島津忠良は大いに怒り、同年十月、大軍を率いて清水城を攻撃、董親は落城の歌一首を残して、親兼と共に庄内(都城市)へ逃れ去ったという。これを機にさしもの本田氏も衰退の道をたどっていくのである(第七節参照)。

本田氏のその後

『国分諸古記』『資料編参照』の「慶長十年(二六〇五)大隅国国府衆中」の一覧に、本田与三兵衛尉をはじめ五人の本田姓の名があり、同じく慶長十一年の「国府御代御犬追物手組書留写」には本田弥六の名がある。元和五年(一六一九)の「国府諸士起請文」に本田七右衛門親治の名が記されている。江戸期には、襲山郷の地頭に本田与左衛門

公親（慶長十五年ごろ一六一〇）・本田新助（享保十六年一七三一）・本田休兵衛（享和元年ごろ一八一〇）の名があり、同じくあつかい補説・横目に本田氏の名を散見する。敷根郷地頭に本田作左衛門元親・本田市右衛門宣親・本田四郎左衛門親道の名が記されている。現在、国分市には重久・上小川地区に本田姓が多い（『鹿児島県姓氏家系大辞典』参照）。

なお重久の「岩田ん鼻墓地」には「本田どんの隠し墓」と呼ばれる高さ約二・四メートルの五輪塔がある（下巻第六編一五章「旧跡」参照）。

（補説一） 暖は薩摩藩の地方職名。藩の直轄領の郷村を取り締まる最高職。横目は横目付よこめづけの略。単に目付ともいい、村民への法度・年貢徴収・作柄豊凶の書き上げなどを任務とした。

本田氏の系図

本田氏の家系については、種々論議されているがここでは四つの系譜を

挙げる。

○『郷土史大系』による本田氏家系

恒武天皇—葛原親王—高望王—良文—陸奥守忠頼—上総守忠恒—信濃守恒近—左衛門尉親幹（本田姓を名乗る）—恒雅—

貞親—因幡守兼親—兼久—忠恒—信濃守重親—親光—親家—親成—信濃守重恒—因幡守国親—次郎左衛門兼親—信濃守親安—紀伊守薫親

○本田忠親氏（重久）所有の系譜

親恒 二郎左近将監信濃守
字鬼石丸
盛応寺に位牌あり
貞親 二郎左衛門尉
法名静観禪定門野田
女子 島津忠久に嫁す

親保 字鬼袈沙二郎左衛門
号信濃守

久兼 弥太郎左近将監
法名忍阿 伊作日置両庄を受く
忠恒 二郎左衛門尉
道親

氏親 二郎信濃守

重親 字千代袈裟
島津氏久家老日州養原にて討死

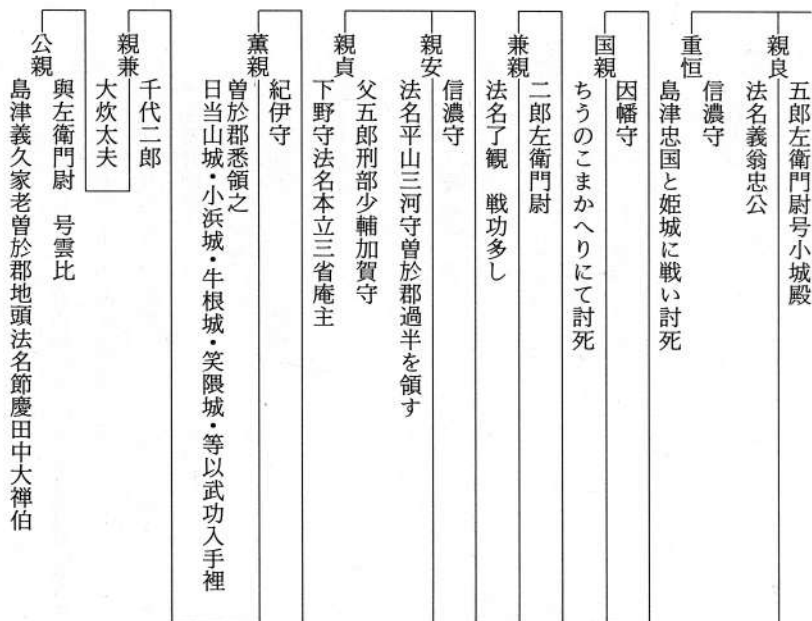
忠親 初め親治

向の島を領し惣小河姫城に住し隨者は近付郡田城清水夫より溝辺 佳例川 栗野 横川を格護す

元親 二郎信濃守

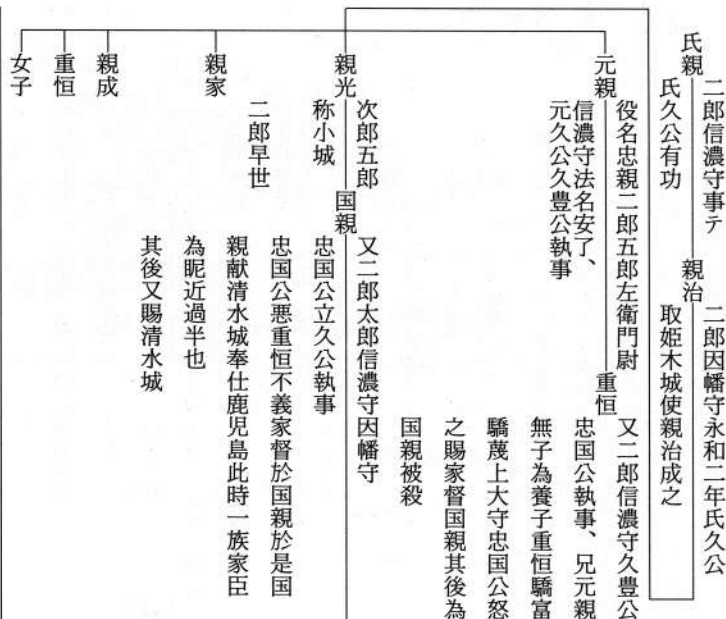
清水樗庵寺創建法名大林安了

第3章 室町時代



○『清水村史』にある本田嫡流系図(写)

(注) 二男家一筋



兼親 又二郎因幡守法名了親 又次郎四郎左右衛門三河守
忠昌公執事 親安 母吉田尾張守泰清女

薰親 又二郎紀伊守貴久公賞功賜日当山・牛根等數邑。後謀叛
公天文十七年十月委清水城奔於庄内

親貞 初親成又五郎刑部少輔 又五郎刑部少輔天文十七年
加賀守因幡守一怒 親知 以姫木降貴久公

親賢 親豐(若狹守)
親 藏人若狹守 親商

実親 式部少輔

女子—三人 樺山美濃守信久室
廻氏室、竹田氏室

(応永年中)

親兼 初重親又二郎左京大夫從四位下大炊太夫

玄齋從父出奔庄内後悔事義久公

公親 與左衛門(親兼嫡子)

大炊公親(自義久公賜本家總領職)

梅北城

○親知—大島出羽守忠朗女を妻とする。忠朗大口城に求摩相良の抑として在り。

○『清水村史』にある本田次郎右衛門家系図(写)
上世同上

元親 二郎五郎左衛門信濃守入道賜隅州守護代住清水城
兄親光子国親議大守奪家督所領殺重恒

重經 信濃守実弟也元親無嗣子依之二郎五郎親光為継子
然放僻專非道也而親光先元親死故第五弟信濃守重經

為後嗣親光之子二郎太郎国親訴守護賜宗領職及所領
半分居鹿兒島。此時家臣多昵近臣国親清水城為家之

家督

親次 次郎民部 親純 民部丹波自民部親次至親純三・四代不記系譜
本田紀伊守薰親息左京太夫親兼背大守

天文十七年被迫出其後以先祖重經由緒

親純為家督

親替 與四郎戰死(親替男)伴兵衛實本田因幡守親治二男也
牛根 家親 朝鮮有功久保公唐人組討半兵衛

救急賜鑑先祖重經没落清水城時重器文書等或為国親所奪

或紛失雖然本田家相伝之大刀当家直父因幡守親治ハ本田氏

二男之一筋而家親ハ親治二男也然後養父親替一筋於本田家

為養祖父親純以降家督役今也。左京太夫親兼嫡子大炊公親

義久公以恩惠蒙赦免此代有命曰本家總領職如先代賜公親

親紀 親貞勝五郎 親 勝五郎 三五郎仲兵衛実平山八右衛門
隼人伴兵衛 死江戸 親寧 忠守二男御納戸奉行御近習衆、

義久公加冠朝鮮、庄内、関ヶ原島原有功兵員奉行普請奉行)

島津藩主と 忠久 文治二年(一一八六)より嘉
本田氏家老職 祿三年(一二二七)までの四二年

間、本田氏・酒匂氏。

忠時 左衛門尉藤原重頼

忠宗 本田左衛門次郎親兼入道道意・入道慈願

氏久 本田信濃守重親

元久 本田信濃守元親入道安了

久豊 本田信濃守重恒

忠国 本田因幡守国親

立久 本田三郎五郎宗親

忠昌 本田次郎左衛門尉親尚

勝久 本田因幡守兼親・本田刑部少輔千親

義久 本田下野介親貞入道三省・本田六左衛門尉親

正・本田参河守正親・本田與左衛門尉公親

義弘 本田源右衛門尉親高 (『旧国分郷土誌』より)

第五節 ザビエルの国分清水来訪説

ザビエルの スペイン人のイエズス会宣教師であった
鹿兒島上陸 フランシスコザビエルは、天文十八年

(二五四九)七月二十二日(太陽暦八月十五日)、日本
人アンジロウ(アンヘロ、ヤジロウ)の案内で鹿兒島に



写真3-4 ザビエル上陸記念碑(鹿兒島市祇園之洲町)

上陸した。これが
我が国へのキリス
ト教(カトリック
系)伝来のはじま
りである。「ザビ
エルの書簡」⁽²⁰⁾によ
ると、ザビエルは
インドのマラッカ
でアンヘロに出会
い、日本の様子を
詳しく聞いてこの
国への布教を思い
立ったという。

貴久とザビエルの ザビエルが渡来したころの鹿児島

一回目の会見地の地は、領主島津貴久が三州統一に心を砕いていたところである。世に島津氏の暗黒時代といわれて、島津氏の勢いが全く振るわなかった十二代忠治・十三代忠隆・十四代勝久のあとを継いだのが十五代の貴久である。貴久は父忠良（日新斎）と共に反乱分子の制圧に文字どおり東奔西走、戦火に明け暮れる日々を送っていた。特に大隅から国分にかけての地は、激しい戦鬨が展開されていたのである。

ザビエルは天文十八年（一五四九）七月二十二日から翌年の七月二十日ごろまで約一年間鹿児島に滞在し、その間何回か貴久を訪問している。

ところでザビエルと貴久の第一回目の会見地については、貴久の居城があつた伊集院の一字治城説と、戦場の居城であつた国分清水城説とがある。現在のところ一字治城説が通説となつているが、どちらかに決定づけるような新史料は出ておらず、その決着はついていない。

ここでは青山玄氏⁽²¹⁾の論と、伊集院説への疑念について述べた芳即正氏⁽²²⁾の論をもとに、ザビエルと貴久の最初の会見地は国分の清水城であつたとする説について述べ

る。

青山玄氏の国分 青山玄氏は論文「ザビエル滞在期の清水来訪説 鹿児島」の中で、次の点からザビエルと貴久の第一回目の会見地は国分清水城であろうと述べている。その要旨を紹介する。

(一) 島津貴久に関する大隅・国分一帯の争乱についての史料を総合すると、天文十八年（一五四九）、ザビエルが来鹿したころの前夜、およそ一年二か月の間、貴久は清水城に滞在していたと思われる。

○天文十七年（一五四八）三月、清水城の本田董親に横暴の振る舞いが多く、大隅・国分地方は大いに乱れていた。貴久は島津忠良（貴久の父）をはじめ諸將を遣わしてこれを攻めたので、董親は降伏し忠良はその罪を許した。しかしほどなく董親は再度氣勢をあげたので、忠良は激しくこれを攻め、ついに十月四日、本田氏を庄内へ敗走させた。次いで貴久は清水に来て、自分の弟島津忠將⁽²³⁾を清水城主に任命した。貴久はその後もなおしばらく清水にとどまり、庶民の慰撫^{いぶ}につとめていた。

○天文十八年（一五四九）三月、飢肥の島津忠親（北

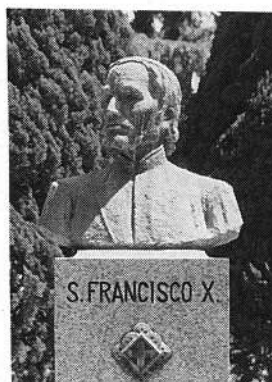


写真3-5 ザビエル滞鹿
記念碑（鹿児島市西千石
町）

郷忠相の子で、島津忠広の嗣子）は、伊東義祐の攻撃をうけて危険に瀕し、清水にいる貴久に救援を求めてきた。貴久はさっそく伊集院忠朗を派遣した。忠朗は忠親を助けて敵に大勝を博し、四月十日に清水にもどつて来た。⁽²⁴⁾

○天文十八年六月、加治木城主肝付兼演は入来院・東郷・蒲生の諸氏、及び帖佐の祁答院良重と謀つて、反乱の軍を起こした。貴久は伊集院忠朗・北郷忠相・菱川隆秋の三将を遣わして加治木城を攻めたが、両軍の対陣は十一月二十四日まで続いた。加治木城の陥落後、肝付兼演は蒲生氏と共に清水城に至り、祁答院・入来院・東郷の諸氏もそれぞれ使者を送つて貴久に謝罪した。⁽²⁵⁾

○貴久は同年十二月に清水より陸路伊集院へもどり約一年後、すなわち天文十九年十二月（太陽暦同年一月）、伊集院から鹿児島へ移つて内城の建築に着手した。

以上、ここに列举した記事については、諸史料の記録が一致していて、それに矛盾するものは見られない。ザビエルは天文十八年（一五四九）九月二十九日に貴久を訪問しているが、その訪問の場所についてはその書簡に、領主は「鹿児島から五レグワはなれたところにいる」と書いているだけで、その地名については述べていない。しかし、同年の六月から十一月にかけて、雌雄を決する緊張した戦いが加治木で続けられており、ことによつては貴久自ら軍を率いて加治木へ駆けつけなければならぬ事情にあつたことを思うと、総大将の貴久が戦場を離れて、遠く伊集院へ立ち帰つていたとは考えにくい面がある。貴久がザビエルの訪問を受けた当時、清水にいたと考えるのが適当であろう。

(二) ザビエルの書簡には、

○（領主は）鹿児島から五レグワ離れて住んでいたとあり、フロイスの『日本史』にも、

○ばあでれ（ザビエル）は、そこから五・六レグワ離れて住んでいた王を訪問に行った。

とあるだけで、一レグワは約六歳を意味することを考えると、日本語の五里という言葉にこだわる必要は全然ない。五レグワは三〇歳すなわち七里半となり、それは鹿児島からちょうど現在の国分の手前までぐらゐの距離に相当する。

しかし、天文十八年の八、九月ごろにはその通路にあたる加治木が戦場と化していたので、もしザビエルやパウロ・アンジローが、現在の国分の北に位置する清水城を訪れたとしたならば、鹿児島から船で、約二〇歳離れた長浜（昔の生別府^{おひつづか}）か、あるいはその東方の海岸へ行き、そこから清水城まで八ないし一〇歳の道のりを歩いたであろう。したがってザビエルの書いている「レグワ」の単位を、日本の「里」に換算して考えないならば、伊集院よりも清水を会見地と考える説のほうが有力であると思う。

芳即正氏の国分 次に、芳即正氏の「フランシスコ・清水来訪説 ザビエルと島津貴久会見の場所（副題—伊集院説への疑念—）」と題した論文の要旨を紹介

する。

隅州清水にあった貴久は、天文十八年五月、加治木の肝付兼演の攻略に着手し、同年十一月ようやくこれを撃破することができた。このときの戦いの激しさについて、「樺山善久入道玄佐譜⁽²⁶⁾」には次のように記されている。

天文十八年己酉 日新公 貴久主、將に加治木城を攻めんとす、伊集院大和守久明（朗）大將とし、五月十九日（二十九日）日多勢を率い黒川崎に以て軍陣を構ふ。同六月朔日、肝付越前守加治木・蒲生四ヶ所（祁答院・入来・東郷・高城）の勢を率い向かひに陣を築く、両陣相去るは数百歩に過ぎず、故に日々の合戦の勝ちを記すべからず、難儀の至なり。

伊集院忠朗軍と肝付兼演軍の両陣営は数百歩しか離れておらず、黒川（日本山川）を挟んで毎日毎日数えきれないほどの合戦があつて、勝敗の記録は難儀の至りだといふのである。

この間の貴久の動きを『西藩野史』や『島津国史』で整理してみると、

天文十七年十月 貴久公清水に至る

〃 十八年三月 貴久公隅州清水に在り
 〃 五月 貴久公清水に在り
 〃 十二月 忠相ら清水に至り貴久公に謁す
 〃 十二月 貴久公伊集院に帰る
 とある。

すなわち貴久は天文十七年（一五四八）十月に清水に行き、翌年十二月伊集院に帰るまで清水に滞在して、日向や始良方面の態勢固めに専念していたのではないか。鹿児島に近い加治木方面で、大規模な戦闘が続いている当時、はたして貴久は河野説の推定するように、伊集院へ帰れたかどうか、ザビエルが貴久を訪問した天文十八年（一五四九）八月二十八日（太陽暦九月二十九日）は、ちょうど加治木攻略戦が行われているとき、それも攻略戦開始後三か月のころである。

これらの観点からみたととき、ザビエル、貴久の第一回目の会見地は必ずしも河野論文が支持する伊集院一字治城と断定はできず、青山玄説の清水城の可能性も大いにあり得ることになる。

以上、貴久とザビエルの最初の会見地について、青山玄説と芳即正説の骨子の一部を紹介することにとどめ

る。

第六節 農民の姿

古代末期から中世にかけては、先に述べたように在地豪族や有力者などの権力者は、未開地や無主の土地を新たに開墾するなどして、領地の拡大に狂奔している。いうまでもなく実際に開墾の労役に従事したのは、権力者の下人となった奴婢や貧農・逃散農民などであった。権力者はこれらの労働力を駆使して領地を広げていったのである。

また一般の農民も荘園制下では、きびしく年貢を徴収される一方、公事と称して年中行事の折には在地領主や荘官に貢物を届け、その直営地の農事に狩り出され、夫役（賦役、支配者が被支配者に賦課した労務）の負担にあえいでいたのである。⁽²⁸⁾

領主の課役に苦しみ、貧困にあえぐ農民の中から逃散者が続出し、あるいは流亡の民となり、あるいは他の有力権門などの下人となっていた。有力権門や大社寺は、それらの逃散農民を集めて私墾田の開発を行い、や

がて治外法権的な大荘園の出現をみるのである

原口虎雄の「郷土のくらし一世紀・農政」²⁹⁾によれば、平安朝のころは大隅の人口は約三万人で、薩摩で三万五〇〇〇人にすぎなかったというから、その暮らしぶりもまたその日暮らしの、まことに細々としたものであったろうと推察される。しかも当時は、くわ・かま、そのほかの鉄製農具は零細農民は手に入れることがむずかしく、貴族・大社寺・在地豪族などが集中的に所有していた。

こうして富める者はますます富み、貧しき者はいよいよ貧しくなつていったのが、中世から近世にかけての農民の実態であつた。

大隅地方の 残念ながら、中世における国分地方の農民の姿 民の実態をさぐる史料は、今のところほとんどないといつてよい。もちろんこれは最低限の生活をしていた農民には識字の必要性はなく、支配者は農民の姿を記録に残す必要はなかったことに起因するものと思う。嘆願書など文字を書く必要に迫られたときは、有力者が富農に代筆を依頼していたものと思われる。

このことについて、永原慶二著『中世郷土史研究法』

(朝倉書店) には次のような一文がある。

家の歴史をたどつてみても、庶民の場合、江戸時代の中ごろまでさかのぼることはたやすいが、それ以上はむりである。墓を調べてみると、元祿のころのものは珍しくないが、寛永となるとはや稀である。このように庶民史の場合、中世と現代との間には明白な断絶があるのである。

鎌倉時代から戦国の世にかけて、三州の地はほとんど争乱のやむいとまはなかった。農民は兵火の間を縫つて田畑を耕作していたのである。しかも争乱は単に武士同士の戦いに終わるのでなく、農民も戦場に狩り出され、武器や食糧の運搬、その他雑役に従事させられ、なかには雑兵として第一線に立たされて命を落とす者も少なくなかった。働き手を失つた田畑は荒れ、残された妻子は塗炭の苦しみを味わうといった農民の姿があつたと思われる。

しかも三州の地はシラス土壌が多くて土地はやせており、自然の風水害は頻繁に襲つてくるし、農民の数に比して武士の数が多く、したがって年貢を多く徴収されるといったぐあいでは、農民の生活はまことに惨憺たるものであつたのではなからうか。

うは太郎 南北朝時代における大隅地方の村落生活の証文 活の一端を知ることができる極めて数少ない史料の一つに、「池端氏文書」⁽³¹⁾所載の「うはたらうわらわのせうもん」⁽³²⁾がある。池端氏は根占地方の在地領主で、国分地方とは離れているが同じ大隅の地に属し、当時の農民生活は根占も国分も大同小異であつたろうと思われるので、参考史料として次に掲げる。

「うはたらうわらわのせうもん」

いけはたとのノ御うちに、子息うはたらうわらわ、先年九になり候を、ようとう二百もんにいれをきまいらせ候事、

右、今年ハきゝんにて候ほとに、わか身もかのわらわもうゑしぬへく候あいた、御うちにおきまいらせ候、たゝしたうしの二百もんハ、日ころの二くわん三くわんもんにもあたり候うゑ、さうせいと申、かのきゝんに給ハリ候御をんをわすれまいらせ候て、もしらい九月中にふほうなる事候はゝ、かのわらわをゑいいたいをかきりて、さうてんの御との人を、めしとられまいらせ候へきなり、又この御ようとうハ、らい九月中にいちはいをもて、わきまゑ申候へく候なり、もし又九月中すき候はゝ、このしやうを、はうけんとしてゑいいたいをかきて、かのうはたらうわらわを、さう

てんふくしせられまいらせ候へきなり、よて状如件、
建武五年四月八日 うはたらうかはゝ（略押）

（大意）

池端殿の御内（屋敷）に、子息姥太郎童^{わらわ}、九歳になりましたのを、用途（錢）二〇〇文で入れ置き申します。右、今年は飢饉^{きん}でございますので、我が身もかの童も、飢え死にしそうですので、御屋敷に差し上げ申します。ただし、当時（現在）の二〇〇文は、日ごろの二貫・三貫文にも相当します上、さうせいと申、かの飢饉で賜りました御恩を忘れ申しまして、もし来（年）九月中に不法（未返済）なことになりましたなら、かの童を永代に譜代^{ふだい}の家人として召し使いくださつて結構です。またかの借錢は来年九月中に倍にして弁済申し上げるつもりです。もしまた九月中を過ぎましたら、この証文を売却証として、永代にかの童を譜代の下人として召し使いくださつてもよろしいです。

よつて証文、右の通り相違ございません。

建武五年四月八日

姥太郎が母（略花押）

根占地方に住む農民の母が、九歳の我が子をわすか二〇〇文を代償として、池端殿の御屋敷に召し使いとして

差し出すという文書である。恐らく来年九月までの倍返し
の返済はとうてい無理と思われるので、この子は永久
に下人として使ってもかわないという証文になろうと思
われる。飢饉のためこのままでは母子共に飢え死にする
と思った母親が、せめて我が子だけでも救いたいという
心情が、たどたどしい文面から推察することができる。

この飢饉は恐らく天災によるものと思われ、国分地方
も同じような飢饉に見舞われていたであろうと推察され
る。しかもこの証文の書かれた建武五年（延元三年（一
三三八）の前年十一月から翌年三月にかけて、国分平野
は重久篤兼の軍と肝付兼重の軍が激烈な戦いを展開した
戦場であった（第二章第三節「国分地方の争乱」参照）。
このことから国分地方における農民の貧苦の姿が想像
されよう。

国分の田地に 戦いの場となった室町時代の国分は、
関する古文書 土地の境目に関する証文や、やむを得
ず田地を質に借錢したときの証文などがいくつに残され
ている。これらの古文書を通して、当時の農民の姿がい
くらか浮かび上がってくるものと思われる。

〔伊季上小河里山野境内注文〕⁽³³⁾

上小河里の山野境内の事

一西ハはや人城の西のさかりひおとり山おさかう、いぬ^北み^西

のすミハてしまるミやうをさかう、

一北のさかいハはや人の城の北のさかりよりしてけなし^{毛野}

の城をさかう、うしとらのすミハあしたにしりをさか^谷

う、梅谷のほりまち、中のさこのほりまち、つふる山の^山

ほりまちをうちとして、まつかさよりしゅうりてんのさ^山

かう、いてのおもてのあかゆわおさかう、屋たけをさか^山

うてゑないさこのおたてをさかう、南はくまさきのミね^山

にさかうて御まへのとり井をさかう也、

右、此境目を御さため候し時ハ、雍州之御代ニ山野の境^道

ふミ事、守護方よりハ、田中たうけう・はま田かすへと^道

の・あつちとの・上井ふちハきとの、以上四人、雍州方^道

より若松殿・伊地知殿・借屋入道・古河たうき・同大藏^道

・御ちうけん右近せう・上小河おとなにい田のひやうへ^道

三郎・おちミのけんつう・江口検校・わきのその、数え^道

もん・なハの太郎ひやうへ・その田道性、このほか上小^道

河おとなのこらす見申候事実也、

正長二年（つちの）十月廿五日 伊季（花押）

（解説）

正長二年（一四二九）、上小川村の境目の取り決めを

した証文書で、西・北西・北・北東・南などの境をはつきりと定め、境目のことで問題が生じないようにしたものである。そのため守護方・村方からそれぞれ立会人が出て（特に上小川村のおとなは全員）、境目の実地を確認したことが明記されている。ここにいうおとなとは、中世後期、荘園制解体により郷村制が發展している時期に現れる村落の代表者（『日本史用語辞典』）。

なお、毛無野は現在の毛梨野、井出は井出川原、名和は名波、その田は藪田に比定される。現在地不明のものに、ひおとり山・中のさこ・つふる山・松蓋・修理田・赤岩・矢嶽・世鳴迫・尾立・協園の地名があるが、これらについては今後の研究にまたなければならぬ。

〔さはにし本物返証文〕⁽³⁴⁾

〔載本田譜〕

よう／＼あるによて、ほんもつかゑしに入をくしろのかわり六くわん文之事、こむらのひやうへ九郎かつくりなり、ほり二郎ゑもんかつくりくひのさんやを、本物かへし三六くはん文の方へをく也、ねんき三年すき候ハ、ありやうにもとの六くはん文にてうけ申へく、仍状如件、

永享二年八月廿四日

さはにしより（花押）

〔ウラナリ〕
彼在所新殿御請出候了、

永享六年十一月卅日

（花押）

（大意・解説）

要用がありますので、本物返しに入れておきます「しろ」（質）の代わりの六貫文の事、小村の兵衛九郎の開作地です。堀二郎衛門が現作地の「くひ」の山野を、本物返しとして六貫文の「方」（かた、抵当）で入れておきます。年季三年が過ぎましたら、「有様」（そのまま）にもとの六貫文で請け戻しますので、よって証文右のとおりです。

（四三〇）
永享二年八月二十四日

さはにしより（花押）

かの在所（右の山野）は新殿がお請け出しなされた

（花押）

（四三四）
永享六年十一月三十日

本物返しとは、本銭返・本銀返・本米返・本地返・作漬小作・永地返ともいう。中世から近世にかけて行われた買戻権を保留した不動産の売買をいう。一定の年季が過ぎれば買戻せたり、その物件によつて買主の収益が本銭の元利に達した場合、物件が返されたりするものなど

があった（『日本史用語辞典』）。

〔俊秀・俊与連署質券〕⁽³⁵⁾

「正文在楞嚴寺」

「はた井田四反」

依要用候、本物返しのしちけんに入おき申候はた井田の内
ミナミにつけて四段の事、

合代錢參貫文定

右、件の田ハ、大津の平五重代相伝の田なり、しかるとい
へとも、よう／＼候によて、ほんもつ三くわんもんにさた
めて、肥後弥三郎殿の御方へしちけんにおき申候ところ実
也、若かの地にいらんわつらい候はん時ハ、もとのようと
う三くはんもんを返し申へく候、まんさうくうしりんしく
わやくのなし物ハ、一かうほんミやうにとゝめ申候、但毎
年のほんく米一たんに五もんつゝ御さた候へし、仍為後日
本物返ししちけんの状如件、

永享十一己未年十月廿一日 平五俊秀（花押）

俊与（花押）

（大意）

要用がありますので、本物返し質券に入れおきます
「はた井田」の内、南についての四段の事、
合わせて代錢三貫文とする事、

右、くだんの田は、大津の平五が先祖伝来の田でありま
す、しかしながら要用がありますので、本物を三貫文と
して、肥後弥三郎殿の御方へ質券として差し上げますこ
とは実正です。もしかの地に違乱・煩い事がありましたた
ら、もとの代錢三貫文をお返し申し上げます。万雑公
事、臨時課役の済物（貢納物）は、一向（いっさい）本
名（惣領）に留めておきました、ただし毎年の本（年）
貢米一反につき五文ずつは負担してください、よつて後
日のため本物返し質券の証文は右のとおりです。

永享十一己未十月二十一日 平五俊秀（花押）

俊与（花押）

〔留守景安質券〕⁽³⁶⁾

「正文在楞嚴寺」

「五くわん文のしちの状 留守殿」

よう／＼あるによて、本物返しちけんに入をき候ちきや
うふん、しゝないのくちのその、たうくわんかいやしき、
代のように五貫文二定候て、留守景安の手より、小河の
ミなどのたうちんのもとにをき候事実也、年紀ハ三ヶ年さ
ため候、三年すぎ候ハ、ありより二うけ候へく候、仍為
後日しちけんの状如件、

文安六年六月廿日

景安（花押）

（大意）

要用がありますので、本物返の質券に入れておきます
知行分、四至（境界）内の「くち」の蘭、「たうくわん」^{（人名）}
が居屋敷を、代価として錢五貫文に定めまして、留守景
安の手から、小河の湊の「たうちん」^{（人名）}のもとに差し上げ
ましたことは実事です、年紀は三か年と定めます、三年
が過ぎましたら、「ありより」^{（うそ）}（有様、そのまま）に請け
出します、よって後日のために質券の書は右のとおりで
す。

（四四九）
文安六年六月二十日

景安（花押）

麦作を払い苗代 次の「箕輪伊賀自記」³⁷⁾は当地方の記
を踏みしだく 事ではないが、同じ大隅の地におけ

る当時の戦法が記されている。すなわち敵地に入り込み
田畑を荒らすことが、敵側の食糧を絶つ意味で重要な戦
法であったことがうかがえる。しかし、戦火の渦に巻き
込まれ、丹誠込めた農作物を荒らされていく農民の悲哀
はここには書かれていない。

〔箕輪伊賀自記〕

（元龜三年、一五七二）
同年の四月下旬二下大隅の麦作を払んとて、守護方より勢

を出さる、鹿児島より兵船を調へ下大隅へ押着、麦作を薙
き苗代を踏せらるゝ折節、敵勢連き合せ、矢炮烈くして互
に手負となる、去共足輕雜兵共馳合て敵一兩人打取てそ先
く引れける、

卯に出て 慶長六年（一六〇二）の島津義弘・家久
戌に入れよ の軍国法の中に、「勸農、力田、男女卯
に出て戌に入れよ」とあり、慶長九年（一六〇四）の島
津義久・忠恒（のちの十八代家久）の法度には、卯刻に
耕作に出て戌刻に帰り、女共も出ることと定めている。³⁸⁾
卯刻のはじめは午前五時、戌刻のはじめは午後七時であ
る。

慶長九年は義久が富隈城から国分新城（舞鶴城）へ
移った年であり、この法度はもちろん国分地方の農民に
も徹底されていたはずである。「朝に星をいただいで出
で、夕に星をいただいて帰る」といった国分地方の農民
の姿が想像される。

なお、『国分諸古記』（資料編参照）の「於上様御台所
御賄」³⁹⁾には、このころの於上様はじめ御女房衆三九人な

どの食事内容が細かに述べてある。それによれば、上白米・味噌・塩・酢・白酒・み酒・串木野産の魚などが列記してあり、なかなかぜいたくな献立であつたことを付記しておきたい。

第七節 中世国分の文化

国分の地は、昔から大隅における政治の中心地として国府が置かれ、中央政府から派遣された国司が政務をつかさどつていた（国司陽侯史麻呂は養老四年＝七二〇、
〔補説2〕 隼人によって殺されたとある）。この国府の近くには、

国分寺が聖武天皇の勅願によって創建されている。また「延喜式」には大隅地方の式内社として、隼人町の鹿兒島神社・広瀬の大穴持神社・上井の韓國宇豆峯神社・福山町の宮浦神社が記されている（下巻第六編第一章「宗教」参照）。

また「止上神書」「台明寺文書」で知られている止上神社・台明寺もこの地にあつて、古代から人々の崇敬を受けており、このほか多くの神社が栄えていた。したがつて国分の地には、古代から中世にかけて役人や神官

・僧侶などが足繁く訪れたものと推察される。そしてこれらの人々との交流を通して、中央や地方の文化がこの地に伝播定着していったらうことは想像するに難くない。

一方、国分の地は薩摩半島・大隅半島の接点にあり、中世の国分はその支配権をめぐる戦乱に明け暮れた地域でもあつた。姫木城・橘木城・清水城・上井城・長尾城・隼人城・敷根城などの山城が築かれ、その攻防をめぐつて多くの武士が国分の地に足を印したことであろう。そしてそれらの武士たちによって武家文化がこの地に浸透していったと思われる。

すなわち中世の国分は、当時としては三州内でも最先端を行く文化的土壌の中にあつたと思料される。しかし、それらを物語る系統的な文化的史料はほとんど伝存しておらず、特に庶民の文化史料は皆無といつてよい。したがつて、ここでは中世国分の文化史の断片的な記述になることをお断りしておきたい。

（補説2）出土する布目瓦の紋様から奈良時代末期平安時代初期のころの創建と推定されている。

（補説3）和銅年間より天平年間に至るまでの間（七〇八

（七四九）の創建といわれている。平安時代以後は正八幡宮と称された。

歌に詠ま 国分市府中にある気色の杜は、中世のころ
れた国分 景勝の地として天下に有名であり、当時の
著名な歌人の多くがこの地を歌に詠んでいる。

『三國名勝図会』『覺藩名勝考』『止上神社古文書』などには、気色の杜を詠んだ和歌が全部で二五首挙げられている。これらの歌が載っている代表的な歌集などには次のようなものがある。

千載和歌集 文治四年（一一八八）

新古今和歌集 建仁元年（一二〇二）

千五百番歌合 建仁三年（一二〇三）ごろ

千首 貞応三年（一二二四）

続古今和歌集 文永二年（一二六五）

夫木和歌集 延慶三年（一三一〇）ごろ

新葉和歌集 弘和元年（一三八一）

新続古今和歌集 永享十一年（一四三九）

もちろんこれらの歌人がすべて気色の杜を訪れたとは思われず、都にあつて想像して詠んだ作品も含まれているとは思ふが、少なくとも幾人かの歌人はこの地を訪れ

て歌作にふけたことであろう。そして国分の地にとどまっている間に、地元歌人や文化人との交流があり、中央文化がこの地に伝わっていったと推察できるのであるまいか。

次に気色の杜の春夏秋冬を詠んだ歌を一首ずつ挙げる（『三國名勝図会』から）。

前大納言重資（新続古今和歌集）

梢にはおそきみどりを先みせて

春のけしきの杜の下草

妙法院内大臣（新葉和歌集）

鳴ぬべきけしきの杜の村雨に

忍びもあへぬほととぎす哉

待賢門院堀川（千載和歌集）

秋の来る気色の杜の下風に

立そふものはあはれ成けり

公繼（千五百番歌合）

冬の色をけしきの杜に頭して

埋れはつる雪の下草

また、平安時代末期の歌人西行も、気色の杜を歌に詠んでいる。

西行（山家集）

音にきくけしきの杜に来てみれば、

立ちそふものは哀れなりけり

気色の杜の北東八〇〇の府中集落の一角にあるのが
の杜（風の杜）も歌に詠まれている。

按察（夫木和歌集）

恨みしな風の杜なるさくら花

さこそあだなる色に咲くらめ

さらにこの杜より北西一五〇〇の隼人町にある奈
毛木の杜にも、中世歌人による和歌が数多く残されてい
る（気色の杜・この杜については下巻第六編第一章
「旧跡」参照）。

一遍上人 伊予の国（愛媛県）の人一遍（一二三九）

遊行の地 八九）は善人・悪人や信心の有無を問うこ
となく、浄・不浄をきらわず、南無阿弥陀仏によつてす
べての人が救われるという時宗（時衆宗）の教えを説い
た。踊り念仏によつて各地を遊行し布教したので遊行上
人とも呼ばれた。

建治二年（一二七六）、一遍は九州に渡り、筑前を経
て大隅正八幡宮に参籠し、次の歌を神から示されたとい

う。

とことはに南無阿弥陀仏と唱ふれば

なもあみだぶにむまれこそすれ

一遍はこののち気色の杜も訪れている。

一遍が九州を遊行したころは、文永の役後の再度の蒙
古来襲に備えて世の中が騒然としていたときであった。

すべての人が救われるという時宗の教えは、武士や民衆
の間に深く浸透し、島津氏の手厚い保護もあつて、特に
南九州の地に広まったのである。

国分市重久にあつた念仏寺は、相州（神奈川県）藤沢
の清浄光寺の流れをくむ時衆宗の寺で、弘安三年（一二
八〇）、税所氏一族の智通和尚による開山である。遊行
第六世の一鎮上人が回国の折、この寺を大隅国の時衆宗
の本寺と定めている。第十代の住職には島津勝久の嫡男
良久がなつており、島津家との深いつながりを推察でき
る。のちに遊行第四世尊通上人は、念仏寺に止宿越年
した折、次の歌を詠んでいる。

恵み広くへだてぬ春に大隅の

国もゆたかに明けわたる空

このように国分の地では、念仏寺を中心として一遍の



写真3-6 念仏寺の僧墓群

説いた時宗の踊り念仏の教えが広く深く信心されていたものと思われる。また時宗の僧侶を媒介として他国との文化の交流も盛んであったであろう。

なお、『三國名勝図会』によれば、念仏寺の本尊阿弥陀如来（三尺二寸四分）と、脇侍観音・勢至（各一尺七寸八分）は、共に鎌倉時代の名仏師運慶（？）一二二三の作とあり、事実とすれば中央文化の粋がこの地にも伝わっていたことになる。現存していたら国宝級の仏像であろうが、念仏寺は明治初年の廃仏毀釈^{はいぶつきしやく}によって跡形もなく壊滅し、今は上人墓が残るのみである。

後述の「上井寛兼日記」にも、時宗僧侶が数多く薩隅の地を訪れ、立

花（生け花）や茶の湯などを伝えたと記されている。

国分の地の 中世の三州における武家文化の興隆に大武家文化 きく貢献したのは禅宗であった。禅宗は

一二世紀の末ごろ、中国で修行した栄西によって日本に伝えられた。栄西が広めた禅宗を臨済宗という。

朝鮮や琉球との交易により、他国に比して比較的裕福であった島津氏の領内には、京都五山の禅僧たちの往来が多く、禅寺の創建が相次いだ。

薩隅の地では島津氏七代の元久が深く禅宗に帰依したので、一四世紀の終わりが盛んになった。

ところで薩隅における学問や文化の発達に多大の影響を与えたのは、禅僧桂庵^{（補説5）}の入薩であった。応仁の乱を避けて肥後の国にあった桂庵玄樹（一四二七～一五〇八）は、十一代島津忠昌の招きに応じて文明十年（一四七八）、鹿児島へ移り、島津氏一族をはじめ多くの武士・僧侶たちに朱子学を講じ、薩隅の文教は著しく発展したのである。

桂庵の教えは月渚・一翁・文之・如竹などの優れた学僧たちに受け継がれ、武士の中にも儒学詩文に秀でた人が多く出た。

忠昌の没後、三人の子の忠治・忠隆・忠兼（勝久）が相次いで守護職に就いたが、当時領内は乱れに乱れ、島津氏の暗黒時代などといわれた。しかし一方では、忠治・忠隆・忠兼は学問を好み文人を厚遇したので、以安（禅僧）・高城秋月（画家雪舟の高弟）・珠全（連歌師）といった文化人が大いにその力を發揮することができたといえる。特に桂庵の弟子舜田に朱子学を授かった島津忠良（日新斎）が、「いろは歌」によって人としての道を説いたのは有名である。

この島津忠良をはじめとして、貴久・義久・義弘など好学の領主によって、室町時代後期の三州の文運は、広く武家社会に浸透していったものと思われる。

以下に桂庵のほか当時の武人が残した国分地方関係の歌を記す。

桂庵は文明十年（二四七八）大隅正八幡宮に詣でて次の漢詩を詠んでいる（『三国名勝図会』より）。

千年廟倉古祠深 家国競傾崇仰忱
不用周人論戰栗 宮前松柏翠森々
天文十七年（一五四八）、清水城主（国分市）本田重親は、島津忠良の大軍に城を攻められ、敗れて庄内へ逃

れ去った。落城の際、重親は『源氏物語・真木柱』の巻を思い起こし、城中の柱に次の一首を書き残したという。

たち馴し榎のはしらもかへるなよ
（なれ）（まき）

めぐりあふへき時しありやと

寄せ手の軍にあつた樺山玄佐は、この歌を見て次の一首を詠んだという。⁽⁴¹⁾

なかれいてゝかへる瀬もなきみつくきの

あとはかなくも憑ミをくかな
（たも）

今になつては史実か否かを確かめるすべもないが、当時の武将の文学的素養を物語っているとはいえよう（詳細は第四節「本田氏のその後」参照）。

永祿二年（一五五九）島津忠良は、正八幡宮遷宮のとき、和歌三首を詠んでいる。その中の一首を挙げる。

月も日も光をそへて家々の

千代のさかえは神のまにまに

島津義久は古今和歌集に通じ、書をたしなみ、細川幽斎門下の歌人として和歌をよくし、各地で数多くの歌を詠んでいる。また連歌を好み家臣らとよく連歌の会を催している。義久は慶長九年（一六〇四）富隈城から国分

新城へ移り、慶長十六年（一六一一）国分の地で、『世の中の米と水とをくみつくしつくして後は天津大空』の辞世の歌を残して、七十九歳で没している。次に義久の歌のうち、国分に関係のあるものを挙げる。

○隼人城（国分新城・舞鶴城）の松にからむ藤を見て
いろかへぬ松のみとりもかくろひて

そらに波たつ藤の花哉

○慶長十年（一六〇五）、清水弟子丸村の片岳寺の菊を愛でて

片岡をかこひて寺に住人は

浮世の中や白菊の花

○下井村の高塚山神廟に詣でて

あづき弓春のとなりに咲きそめて

山口しるくにほふ梅が香

○小村（広瀬）の大穴持神社での雨乞いの歌

照るとてもことわりなりや日の本に

ふらすはいかて天か下とは

（島津義久の和歌などについては下巻第六編第一章

第三節「旧跡」参照）

慶長四年（一五九九）、十六歳の平田三五郎宗次は庄

内の乱に出陣の折、敷根村の薬師堂（門倉薬師）の壁に辞世の歌を書き残そうとしたところ、すでに先着の武士の歌が壁一面に書かれており、やむをえず供の肩に乗って高壁に書いたという。

かき置は片見ともなる筆の跡

我は何くの土となるらん

このことは当時多くの武士が和歌の素養を身につけていたことをも物語っている。

（補説4）五山とは中世の臨済宗の最高位の寺格をいう。

將軍足利義満は南宋の官寺の制にならって、京都と鎌倉にそれぞれ五つの寺を選び、五山の制を整え、京都五山、鎌倉五山とした。五山の禅僧は幕府の政治・外交などの顧問となり、また学芸にも優れ、宋学の研究や漢詩文の創作が盛んになり、五山文学を生んだ。

（補説5）桂庵は室町時代五山の禅僧、薩南学派の祖といわれる。文明十二年（一四八〇）『大学章句』という日本最初の朱子新注本を出版し、朱子学を正しい儒学として広めた（『鹿兒島大百科』）。

上井覚兼の日記

上井氏はもともと太閤國小川院上井城（国分市）の城主として栄えた家柄であり、覚兼は上井邑で生まれている。上井氏は天文

十七年（一五四八）、覚兼が九歳のとき島津貴久に降り、覚兼は日置郡永吉村の地頭の子として育った。のち島津義久に仕え、天正四年（一五七六）三十三歳で義久の家老に登用されている。のち宮崎城主となり、また九州制覇には義久と行を共にしている。

覚兼は武将であると同時に、文学・芸能に通じた当時の代表的文人であった。特に天正二・十四年（一五七四・八六）の覚兼の日記は、政治・軍事・文学・芸能・その他世事万般にわたっており、当時の歴史を知る極めて貴重な史料である。

天正十二年七月二十三日の条に「如^レ常、雨中にて（中略）太平記など一二巻、休世齋へ読候て聞せ申候、并直心抄とて西明寺殿子息相模太郎殿へ被遣候、是など読申候⁽⁴²⁾」（北条時頼が子の時宗につかわした直心抄¹¹北条家家訓を休世齋へ読み聞かせた）とあり、武士のたしなみ・教養として『太平記』を若い衆中に読み聞かせており、また北条家家訓が、当時の武士社会に伝えられていたことも物語っている。

また、当時の武士社会では連歌がもてはやされており、貴久・義久・義弘・樺山玄佐・新納忠元などと、陣

中の合間に連歌の会を催していたことが記されている。

〔注〕

（1）『鹿児島県史』第一巻第四編第五章「室町幕府時代の薩隅」。

（2）（1）に同じ。

（3）『鹿児島県史料』「旧記雑録」前編二 卷四〇No 1601。

（4）（3）に同じ、卷四二No 1917。

（5）（3）に同じ、卷四四No 2159・2164。

（6）『鉄炮記』（慶長十一年¹¹一六〇六、鹿児島大竜寺の禅僧南浦文之¹²の著）による。なお『新旧大陸発見記』（アントニオ・ガルヴァン著）には、漂着したのは中国のジャンク船で、前年の天文十一年（一五四二）のことであり、ポルトガル人は三人であると記している。

（7）（3）に同じ、卷四八No 2727・2747。

（8）『鹿児島県史料』「旧記雑録」後編一 卷二No 166。

（9）（8）に同じ、卷六No 609。

（10）（8）に同じ、卷一二No 1163。

（11）『鹿児島県史』「旧記雑録」後編二 卷一九No 253。

- (12) (3)に同じ、卷三八No 1302。
- (13) (3)に同じ、卷三九No 1505。
- (14) 『西藩野史』卷之八。
- (15) (3)に同じ、卷四三No 2031。
- (16) (3)に同じ、卷四三No 2107。
- (17) (3)に同じ、卷四七No 2576。
- (18) ザビエル(一五〇六—五二) スペインのキリスト教伝道者、ナバラ王国ザビエル城の城主の子。一五三四年イエズス会を創立、四二年インドのゴアに渡り、四七年マラッカで日本人アンジロウに会い、日本布教を志し、四九年彼の案内で鹿児島に上陸、初めて日本にキリスト教を伝えた。五一年インドのゴアに帰り、翌年中国広東にて没した(『世界原色百科事典』小学館)。
- (19) アンジロウ(生没年不詳) 最初の日本人キリシタン、実名ヤジロウ、教名パウロ、鹿児島生まれ、天文十五年(一五四六) マラッカでザビエルに会い、彼を日本に案内したが、布教の途上迫害を受け、行方をくらました(『世界原色百科事典』小学館)。
- (20) ザビエルが鹿児島上陸後二か月半のうちに日本を観察して、本国とインドに送った報告書。彼は日本人の資質が極めて高く、キリスト教の布教にすこぶる適した国であると結論づけ、同時に、後続の宣教師に対し布教上の心得、方針等を書簡の中で明示している。
- (21) キリスト教牧師、ローマグレゴリアン大学博士、南山大学助教授(昭和四十七年時)。
- (22) 現鹿児島県尚古集成館館長。県立図書館長・県立短期大学・純心女子短期大学教授など歴任。『島津重豪』『調所広郷』『島津斉彬』など著書・論文等多数。
- (23) (3)に同じ、卷四七No 2596。
- (24) (3)に同じ、卷四八No 2613。
- (25) (3)に同じ、卷四八No 2629。
- ・『鹿児島県史』第一巻五編第一章「島津氏の三州統一」。
- (26) (3)に同じ、卷四八No 2625。
- (27) 芳即正氏の論文「フランシスコ・ザビエルと島津貴久会見の場所」(鹿児島純心女子短期大学研究紀要第十四号)の「注1」に次の注記がある。

『河野純徳氏は積極的に伊集院説を主張しているわけではないが、以下に説くようにザビエルが貴久と会見した当日、貴久は清水城に居なかつた公算大とし、かつパウロ(弥次郎)が貴久と会見した地について注記で「伊集院」と明記しており、ザビエルも当然その地で貴久に会見したらしいという所説の展開で、特別

に注記はない。河野純徳「鹿兒島より発信した聖フランシスコ・ザヴィエルの書簡」（鹿兒島純心女子短期大学研究紀要第十三号注八一）。

(28) 網野善彦著『日本中世の民衆像』岩波新書。

(29) 「南日本新聞」連載、一九五六年四月五日号。

(30) 井上清著『日本の歴史』上・5「荘園と農民」岩波新書。

(31) 池端家は根占領主である禰寝氏五代の清治の子清種が分家して池端家を立て、代々根占池端の地を領した。なおザビエルを薩摩に案内したパウロ（弥次郎）は、永祿三年（一五六〇）六月三日、唐人と南蛮人の争いの中で根占港で討ち死にした池端弥次郎重尚であるとの説もある『根占郷土誌』。

(32) 『鹿兒島県史料』「旧記雑録」前編一 卷二〇No2011。

(33) (3)に同じ、卷三六No1094。

(34) (3)に同じ、卷三六No1097。

(35) (3)に同じ、卷三七No1219。

(36) (3)に同じ、卷三八No1326。

(37) (3)に同じ、卷六 No614。

(38) 川越政則著『南日本文化史』第三章「封建時代の生活と民俗」（昭和二十五年版）。

(39) 『国分諸古記』上巻 国分市史談会、昭和三十二年。

(40) 島津義久の三女、元亀二年（一五七二）生まれ、寛永七年（一六三〇）国分新城で没。十七歳のとき秀吉の人質となる。二〇年間国分新城に居城（下巻第六編第五章「旧跡・お平様の墓」参照）。

(41) (3)に同じ、卷四七No2579。

(42) 『鹿兒島県史料』「旧記雑録」後編二 卷一五。